

津波対策編

【 津波対策編 】 一 目 次 一

第 1 章 総則

第 1 節	計画作成の主旨	1
第 1 節	第 1 計画の目的	1
第 2 節	第 2 計画の性格及び基本方針	1
第 3 節	第 3 計画の構成	2
第 2 節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	3
第 1 節	第 1 組織	3
第 2 節	第 2 各機関の役割	3
第 3 節	第 3 処理すべき業務の大綱	5
第 3 節	掛川市の自然及び社会的条件	15
第 1 節	第 1 位置と地勢	15
第 2 節	第 2 面積	15
第 3 節	第 3 気候	15
第 4 節	第 4 掛川市の社会的条件	15
第 4 節	過去の顕著な災害	16
第 5 節	予想される災害	18
第 1 節	第 1 第 4 次地震被害想定	21
第 2 節	第 2 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル 1 の地震・津波（東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震等）の被害想定の結果	21
第 3 節	第 3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル 2 の地震・津波（南海トラフ巨大地震）の被害想定の結果	24
第 4 節	第 4 遠地津波により予想される災害	30

第 2 章 平常時対策

第 1 節	防災思想の普及（危機管理課、こども希望課、教育委員会）	31
第 1 節	第 1 普及すべき内容及び方法	31
第 2 節	第 2 市の防災思想の普及、徹底	31
第 3 節	第 3 防災関係機関が実施する防災思想の普及	31
第 4 節	第 4 災害教訓の伝承	31
第 2 節	自主防災活動（危機管理課）	32
第 1 節	第 1 市民の果たすべき役割	32
第 2 節	第 2 地域における自主防災組織の果たすべき役割	32
第 3 節	第 3 事業所等の果たすべき役割	32
第 4 節	第 4 市の指導及び助成	32
第 5 節	第 5 自主防災組織と消防団の連携	32
第 6 節	第 6 地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	33
第 3 節	防災訓練の実施（危機管理課、関係各課）	34
第 1 節	第 1 掛川市	34

第2	防災関係機関	35
第3	訓練時における交通規制	35
第4	学校等の防災訓練	35
第5	企業の防災訓練	35
第4節	津波災害予防対策の推進（危機管理課、関係各課）	36
第1	避難誘導體制の確保	36
第2	津波に強いまちづくり	39
第3	津波避難施設等の整備	41

第3章 災害応急対策

第1節	防災関係機関の活動（全班）	43
第1	初動対応の基本的考え方	43
第2	津波注意報・警報発表時	43
第3	大津波警報発表時	44
第4	警察（掛川警察署）の活動	47
第5	防災関係機関の活動	47
第6	県との連携	53
第2節	情報活動（管理調整担当、総務班、情報班、調査班）	54
第1	情報等の種類	54
第2	注意報、津波警報及び大津波警報等の受理、伝達、周知	59
第3	災害情報の収集	61
第4	情報伝達の手段	61
第5	報告及び要請事項の処理	61
第3節	広報活動（情報班）	62
第1	掛川市	62
第2	防災関係機関	62
第3	市民が災害応急対策上必要な情報を入手する方法	62
第4節	災害の拡大防止活動（総務班、土木班、福祉班、消防班）	63
第1	消防活動	63
第2	水防活動	63
第3	人命の救出活動	64
第4	被災建築物等に対する安全対策	64
第5	災害危険区域の指定	64
第6	複合災害軽減対策	64
第5節	避難活動（全班）	65
第1	避難対策	65
第2	避難所の設置及び避難生活	71
第3	避難生活が長期化する場合の措置	71
第4	在宅避難者への支援	71
第5	帰宅困難者対策	71
第6	避難所等の同行避難動物の救護	71

第6節	広域応援要請	72
	(管理調整担当、総務班、土木班、給水班、物資・衛生班、福祉班)	
第1	掛川市	72
第2	自衛隊の支援	72
第3	海上保安庁の支援	72
第4	民間団体等に対する応援、協力の要請	72
第7節	地域への救援活動(全班)	73
第1	食料の確保	73
第2	生活必需品等の緊急物資の確保	73
第3	給水活動	73
第4	燃料の確保	73
第5	医療救護活動	74
第6	し尿処理	74
第7	廃棄物(生活系)処理	74
第8	災害廃棄物	74
第9	防疫活動	74
第10	遺体の捜索及び措置	74
第11	応急住宅の確保	74
第12	ボランティア活動への支援	75
第8節	市有施設及び設備等の対策(全班)	76
第1	県防災行政無線	76
第2	市有施設、設備	76
第3	その他の公共施設等	76
第4	情報システム	76
第9節	緊急輸送活動	77
	(管理調整担当、物資・衛生班、総務班、情報班、土木班、福祉班)	
第1	緊急輸送対策の基本方針	77
第2	緊急輸送の対象とする人員、物資等	77
第3	緊急輸送体制の確立	77
第4	防災関係機関の緊急輸送	77
第10節	社会秩序を維持する活動(管理調査担当、総務班、物資・衛生班)	78
第11節	交通の確保対策(総務班、土木班)	78
第12節	学校における災害応急対策及び応急教育(教育班、幼保班)	79
第1	基本方針	79
第2	災害応急対策	79
第3	応急教育	79
第4	学用品等の調達と供与	79
第5	高等学校生徒の災害応急対策等への協力	79
第6	文化財等の応急対策	79
第13節	被災者の生活再建等への支援(調査班、福祉班)	80
第14節	防災関係機関等の講ずる災害応急対策(管理調整担当、総務班)	80

第4章 復旧・復興対策

第1節	防災関係機関の活動	81
第2節	激甚災害の指定	81
第3節	復興計画の策定	82
第4節	復興財源の確保	82
第5節	復興基金の設立	83
第6節	復旧事業の推進	83
第7節	都市・農山村の復興	84
第8節	被災者の生活再建支援	84
第9節	地域経済復興支援	84

第1章 総則

地震による津波災害については、現象としては地震災害と同様の被害ととらえられる。したがって、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び災害復興に関する各段階で取り組むべき施策内容は、津波災害と地震災害とではおおむね同様とみなすことができる。そこで、本編では、地震災害対策編と同様の内容となる各節等の詳細については省略し、津波災害対策において特有な施策内容の部分のみ、特に掲示している。

省略した他の内容については、地震災害対策編中の表記に関し、例えば「地震」及び「地震災害」を「津波災害」、「耐震性」を「津波に対する安全性」などとして、必要に応じ読み替えるものとする。

第1節 計画作成の主旨

この計画は、「災害対策基本法（昭和36年法律第223号）」第42条の規定に基づき作成する「掛川市地域防災計画」の「津波対策編」として定めるものであり、「大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）」第6条の規定に基づく「地震防災強化計画」、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）」第5条に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」を含むものである。

なお、この計画は「掛川市国土強靱化地域計画」における推進方針を踏まえたものである。

第1 計画の目的

この計画は、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼす恐れのある津波の災害に対処するため、市域での津波災害に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策に関し、市・県及び指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関等（以下「防災関係機関」という。）が処理すべき事務又は業務の大綱を定めることにより、津波災害の対策を総合的にかつ計画的に推進し、市域並びに市民の生命、身体、財産を津波災害から保護し、また被害を軽減することを目的とする。

第2 計画の性格及び基本方針

- 1 この計画は、掛川市域に係る津波災害対策について定める。
- 2 この計画は、掛川市防災会議が策定する計画であり、市域における津波防災対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものであり、市がとるべき津波防災対策の具体的な計画を定めその推進を図る。
- 3 この計画は、市、県、防災関係機関、事業所及び市民等が津波災害対策に取り組むための基本方針である。
- 4 この計画は、状況の変化に対応できるよう、必要に応じ、見直しを行う。

第3 計画の構成

「掛川市地域防災計画（津波対策編）」は、次の各章から構成する。なお、「地震防災施設緊急整備計画」及び「復旧・復興対策」については、「地震対策編」によるものとする。

第1章 総則

防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱、過去の顕著な災害、予想される災害を示す。

第2章 平常時対策

平常時の教育、広報、訓練及び災害予防の対策を示す。

第3章 災害応急対策

津波災害が発生した場合の対策を示す。

第4章 復旧・復興対策

津波災害の応急対策に一定の目途が立った後の復旧・復興対策を示す。

第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

<計画作成の主旨>

掛川市及び防災関係機関が東海地震等の津波防災対策として実施する事務又は業務の大綱を示すものである。

<計画の内容>

掛川市、県、掛川市の市域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び地震防災応急計画又は南海トラフ地震防災対策計画(以下「対策計画」という。)を作成すべき者は、それぞれ東海地震等の防災対策を行うものとし、それぞれが実施すべき業務の大綱は次のとおりである。

第1 組織

1 掛川市防災会議

掛川市防災会議は、市長を会長として災害対策基本法第16条第6項の規定に基づく掛川市防災会議条例(平成17年4月1日条例第79号)第3条第5項に規定する機関の長等を委員として組織するもので、本市の防災に関する計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、関係機関相互の連絡調整並びに防災に関する重要事項を審議することを所掌事務とする。

資料編 1-1-1 掛川市防災会議条例

資料編 1-1-2 防災会議委員名簿編成表

2 掛川市災害対策本部等

市域において、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害対策基本法第23条に基づく掛川市災害対策本部及び各関係機関の防災組織をもって応急対策を実施する。

また、局地災害の応急対策を強力に推進するため、特に必要があると認めるときは、現地災害対策本部を設置する。

資料編 1-1-3 掛川市災害対策本部条例

資料編 1-1-4 掛川市災害対策本部運営要領

資料編 1-1-5 掛川市災害対策本部組織図

資料編 1-1-6 掛川市災害対策本部事務分掌

第2 各機関の役割

1 掛川市

市は、防災の第一義的責任を有する基礎的地方公共団体として、その地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 静岡県

県は、市町を包括する広域的地方公共団体として、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を津波災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助し、かつ、その総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、掛川市の防災活動が円滑に行われるよう支援、協力、指導及び助言する。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性、公益性に鑑み、法令及び当該機関の防災事務計画の定めるところに従い、それぞれの業務について防災、災害対策を積極的に実施し、掛川市の行う防災活動が円滑に行われるよう、その業務について協力するものとする。

5 公共的団体

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、防災対策業務を行い、市及びその他の防災関係機関の防災活動に協力する。

6 市民

(1) 市民一人一人は「自らの身の安全は自ら守る」ということを基本に、津波に関する知識、災害に対する平素の心得や災害発生時の心得など、平常時から地域、家庭、職場等で津波災害から身を守るために、積極的な取り組みに努める。

(2) 7日分の食料や生活物資の備蓄、非常持出品の準備等、家庭での備え及び安全対策に努める。

(3) 市民は、自主防災組織や防災訓練への参加、自発的な被災者の救助・救急活動への協力など、それぞれの立場において防災、減災に寄与するよう努める。

(4) 過去の災害から得られた教訓の伝承や災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧に寄与するよう努める。

7 企業

企業は、災害時の企業の果たすべき役割を十分に認識し、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化などに加え、災害時の緊急時に重要業務の継続・早期復旧を達成するための事業継続計画(BCP)を策定・運用するよう努めることにより、予想被害からの事業復旧の手順化、取引先との供給連鎖管理(サプライチェーン)の確保を行うなど事業継続力の向上に努める。

また、災害発生時における帰宅困難者対策として、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、平常時からの積極的な広報や必要な物資の備蓄等に努める。

第3 処理すべき業務の大綱

1 市・市の関連機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
掛川市	(1) 掛川市防災会議及び掛川市災害対策本部に関する事務 (2) 津波防災に関する組織の整備 (3) 自主防災組織の育成指導、その他市民の津波対策の促進 (4) 防災思想の普及 (5) 防災訓練の実施 (6) 津波防災のための施設等の緊急整備 (7) 大津波警報、津波警報、津波注意報、その他津波に関する情報の収集、伝達及び広報 (8) 警報の発令、伝達及び避難の指示に関する事項 (9) 消防、水防、その他の応急措置 (10) 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項 (11) 災害時における市有施設及び設備の整備又は点検 (12) 緊急輸送の確保 (13) 食料、医療品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他保健衛生活動の準備等、災害応急対策の準備及び実施 (14) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備並びに点検 (15) り災者の救難、救助その他保護 (16) 被害を受けた児童及び生徒の応急教育 (17) 清掃、防疫その他保健衛生 (18) 災害復旧の実施 (19) その他津波災害発生の防止又は拡大防止のための措置 (20) 市立学校等設備等の災害対策 (21) 市立学校等幼児、児童及び生徒の安全対策 (22) 市立学校等の教育活動の応急対策 (23) 社会教育・社会体育施設等所管施設及び文化財の災害対策 (24) 被害を受けた児童及び生徒の応急教育
掛川市消防本部	(1) 消防、水防その他の応急措置 (2) 被災者の救難、救助その他保護 (3) 被害拡大防止のための措置
掛川市消防団	(1) 水害、火災その他災害の予防、警戒及び災害応急活動 (2) 災害情報、予警報の収集、伝達 (3) 災害時における市民の避難誘導及び救助・救出活動 (4) 消防施設の整備、点検等管理 (5) その他災害現場の応急作業

2 静岡県

機関の名称	事務又は業務の大綱
静岡県	(1) 津波防災に関する組織の整備 (2) 自主防災組織の育成指導、その他県民の津波対策の促進 (3) 防災思想の普及 (4) 防災訓練の実施 (5) 津波防災のための施設等の緊急整備 (6) 大津波警報、津波警報、津波注意報、その他津波に関する情報の収集、伝達及びに広報 (7) 避難の指示に関する事項 (8) 水防その他の応急措置 (9) 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項 (10) 災害時における県有施設及び設備の整備又は点検 (11) 犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持 (12) 緊急輸送の確保 (13) 食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施 (14) 市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の災害応急対策の連絡調整 (15) その他津波災害の発生の防止又は拡大防止のための措置

3 警察機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
静岡県警察 (掛川警察署)	(1) 津波警報の伝達に関すること (2) 津波警報等の広報 (3) 災害時における住民の避難指導、誘導及び救助 (4) 浸水域となる危険区域への立入規制及び警備 (5) 犯罪の予防、交通規制等、社会秩序の維持 (6) 避難状況等に関する情報の収集

4 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
財務省東海財務局 (静岡財務事務所)	(1) 災害時における財政金融の適切な措置並びに関係機関との連絡調整に関すること (2) 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること
総務省 東海総合通信局	(1) 災害時に備えての電気通信施設(有線電気通信施設及び無線通信施設)の整備のための調整及び電波の監理 (2) 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 (3) 災害地域における電気通信施設の被害状況調査 (4) 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与 (5) 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること (6) 非常通信協議会の運営に関すること
農林水産省 関東農政局静岡 県拠点	(1) 食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握
国土地理院 中部地方測量部	(1) 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。 (2) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。 (3) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの利活用を図る。 (4) 災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。
気象庁 東京管区气象台 (静岡地方气象台)	(1) 大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、等の発表又は通報並びに解説 (2) 津波観測施設の整備並びに観測機器の保守 (3) 津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力 (4) 異常現象に関する情報が市長から通報された場合、速やかに気象庁本庁に報告し適切な措置を講ずること
厚生労働省 静岡労働局(磐田 労働基準監督署)	(1) 事業場に対する津波防災対策の周知指導 (2) 事業場の被災状況の把握 (3) 操業再開時における労働災害防止のための監督指導 (4) 災害復旧工事などにおける労働災害防止のための監督指導
国土交通省 中部地方整備局 (浜松河川国道 事務所)	管轄する河川、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。 (1) 災害予防 ア 所管施設の耐震性の確保 イ 応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実 ウ 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 エ 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用 (2) 初動対応 地方整備局災害対策本部等からの指示により、情報連絡員(リエゾン)等

機関の名称	事務又は業務の大綱
	<p>及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。</p> <p>（3）応急・復旧</p> <p>ア 防災関係機関との連携による応急対策の実施</p> <p>イ 路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保</p> <p>ウ 所管施設の緊急点検の実施</p> <p>エ 海上の流出油災害に対する防除等の措置</p> <p>オ 県及び市からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付</p>
国土交通省 中部運輸局 (静岡運輸支局)	<p>（1）所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。</p> <p>（2）海上における物資及び旅客の輸送を確保するため船舶の調達のあつせん、特定航路への就航勧奨を行う。</p> <p>（3）港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導を行う。</p> <p>（4）緊急海上輸送の要請に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制を強化し、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保に努める。</p> <p>（5）特に必要と認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置を講ずる。</p> <p>（6）鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督を行う。</p> <p>（7）自動車道の通行の確保に必要な指導・監督を行う。</p> <p>（8）陸上における物資及び旅客輸送を確保するため、自動車の調達のあつせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導を行う。</p> <p>（9）緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制を確立し、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備に努める。</p> <p>（10）特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令を発する。</p> <p>（11）大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、二次災害の防止、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣する。</p>
海上保安庁 第三管区海上保安本部（清水海上保安部、御前崎海上保安署）	<p>（1）災害予防</p> <p>ア 海上災害及び大規模海難等に関する事故対策訓練の実施</p> <p>イ 関係者及び国民に対する海上防災講習会等による防災思想の啓発</p> <p>ウ 港湾の状況等の調査研究</p> <p>（2）災害応急対策</p> <p>ア 船舶等に対する津波に関連する情報伝達、船舶のふくそうが予想される海域において、必要に応じた船舶交通の整理・指導</p> <p>イ マリンレジャー等を行っている者に対する津波に関する情報伝達</p> <p>ウ 船艇、航空機等による警報等の伝達</p> <p>エ 船艇、航空機等を利用した情報収集</p> <p>オ 活動体制の確立</p> <p>カ 船艇、航空機等による海難等の海上における災害に係る救助救出活動</p> <p>キ 船艇、航空機等による傷病者、医師等及び救援物資の緊急輸送</p>

機関の名称	事務又は業務の大綱
	ク 被災者に対する物資の無償貸与又は譲与 ケ 要請に基づく、関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援 コ 危険物及び油の流出等海上災害に対する防除措置 サ 避難勧告、入港制限、移動命令等船舶交通の整理、指導による海上交通安全の確保 シ 海上における治安の維持 ス 警戒区域の設定並びに船舶等の区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示 セ 危険物等積載船舶に対する移動命令、航行制限若しくは禁止及び荷役の中止等危険物の保安に関する措置 ソ 海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止のための適切な措置 (3) 災害復旧・復興対策
環境省 関東地方環境事務所	(1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 (2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 (3) 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等
環境省 中部地方環境事務所	廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
防衛省 南関東防衛局	(1) 所管財産使用に関する連絡調整 (2) 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整 (3) 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援
林野庁 関東森林管理局 (天竜森林管理署)	(1) 災害復旧用材(国有林材)の供給に関すること

5 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
日本郵便株式会社 東海支社	(1) 郵便事業の運営に関すること (2) 施設等の被災防止に関すること (3) 利用者の避難誘導に関すること (4) 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保すること
西日本電信電話株式会社 (静岡支店)、株式会社 NTT・ドコモ東海支社	(1) 災害時における重要通信の確保営に関すること (2) 災害時における通信疎通状況等の広報に関すること (3) 復旧資機材等の確保並びに広域応援計画に基づく手配に関すること

津波対策編 第1章 総則 第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
日本赤十字社 (静岡県支部)	(1) 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること (2) 血液製剤の確保及び供給のための措置 (3) 被災者に対する義援物資の配布 (4) 義援金の募集 (5) 災害救助の協力奉仕者の連絡調整 (6) その他必要な事項
日本放送協会 (静岡放送局浜松支局)	(1) 津波災害に関する解説、キャンペーン番組等の積極的な編成による視聴者の津波防災に関する認識の向上 (2) 臨時ニュースの編成メディアを有効に活用し、津波に関する情報の正確迅速な提供に努めること (3) 地方公共団体等の要請に基づき、予報、警報、警告等の放送を行うこと (4) 放送施設、設備の災害予防のため、防災施設、設備の整備を進めること
中日本高速道路株式会社 (静岡保全・サービスセンター(東名)、浜松保全・サービスセンター(新東名))	(1) 交通対策に関すること (2) 災害応急対策に関すること
東海旅客鉄道株式会社、 日本貨物鉄道株式会社	(1) 津波警報等の伝達 (2) 列車の運転規制措置 (3) 旅客の避難、救護 (4) 列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報 (5) 津波発生後に備えた資機材、人員等の配備手配 (6) 施設等の整備
岩谷産業株式会社 アストモエネルギー株式会社 株式会社ジャパンガスエナジー ENEOS グローブ株式会社 ジクシス株式会社	LPガスタンクローリー等によるLPガス輸入基地、2次基地から充填所へのLPガスの配送
日本通運株式会社(浜松支店) 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	(1) 防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保
中部電力株式会社 中部電力パワーグリッド株式会社(掛川営業所・島田電力センター)	(1) 災害時における電力の緊急融通等による電力供給の確保 (2) 復旧用資材等の整備 (3) 電力施設の災害予防措置及び広報の実施

機関の名称	事務又は業務の大綱
KDD I 株式会社（中部 総支社） ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	重要な通信を確保するために必要な措置の実施
一般社団法人日本建設業 連合会中部支部 一般社団法人全国中小建 設協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社 ユニー株式会社 株式会社セブン-イレブ ン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマー ト	(1) 地方公共団体からの要請による災害救助の実施に必要な物資の 調達等の実施 (2) 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する

6 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
一般社団法人 静岡県医師会 静岡県歯科医師会 公益社団法人 静岡県看護協会 静岡県病院協会 静岡県薬剤師会	(1) 医療救護施設における医療救護活動の実施 (2) 検案時の協力（社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護 協会及び公益社団法人静岡県病院協会を除く） (3) 災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会）
都市ガス会社 (中遠ガス株式会社)	(1) 需要家に対する都市ガスによる災害の予防広報 (2) 災害時におけるガス供給の確保 (3) 施設設備の耐震予防対策の実施 (4) 災害時における防災広報、施設の点検等災害予防措置
一般社団法人 静岡県LPガス協会 (西部支部)	(1) 需要家に対するLPガスによる災害の予防広報 (2) 協会加入事業所による施設設備の耐震化等の予防対策の実施 (3) 災害時における防災広報並びに協会加入事業所の施設の点検等災害 防止措置の実施 (4) 燃料の確保に関する協力 (5) 協会加入事業所による被害状況調査及び応急復旧
天竜浜名湖鉄道 株式会社	(1) 津波警戒等津波に関する情報等の伝達 (2) 列車の運転規制措置 (3) 列車の運行状況、乗客の避難状況等の広報
民間放送機関（静岡 放送株式会社・株式 会社テレビ静岡・株	(1) 津波防災に関するキャンペーン番組、定時ニュース番組等による防 災知識の普及 (2) 災害時において特別番組を編成し、津波警戒等津波に関する情報、

機関の名称	事務又は業務の大綱
株式会社静岡朝日テレビ・株式会社静岡第一テレビ・静岡エフエム放送株式会社)	国、県、市町、防災関係機関等の防災活動状況を放送すること (3) 放送施設、機器類等の整備の事前点検と災害予防のための設備の整備
一般社団法人静岡県トラック協会（中遠支部） 一般社団法人静岡県バス協会（しずてつジャストライン株式会社浜岡営業所、掛川バスサービス株式会社、遠州鉄道株式会社磐田営業所、ジーネット株式会社） 商業組合静岡県タクシー協会	(1) 防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両等の確保
一般社団法人静岡県警備業協会	(1) 災害時の道路交差点での交通整理支援
土地改良区（大井川右岸土地改良区）	(1) 災害予防 ア 所管施設の耐浪性の確保 (2) 応急・復旧 ア 関係機関との連携による応急対策の実施 イ 所管施設の緊急点検 ウ 農業用水及び非常用水の確保
公益社団法人静岡県栄養士会	(1) 要配慮者等への食料品の供給に関する協力 (2) 避難所における健康相談に関する協力
一般社団法人静岡県建設業協会	(1) 公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
富士山静岡空港株式会社	大規模な広域防災拠点としての応援部隊等の受入支援

7 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 東部方面隊ほか	(1) 災害時における人命又は財産保護のための救護活動 (2) 災害時における応急復旧活動
航空自衛隊 第一航空団 (浜松基地)ほか	(1) 災害時における人命保護のための救援 (2) 災害時における応急復旧活動
海上自衛隊横須賀地方隊ほか	(1) 災害時における人命保護のための救護 (2) 災害時における応急復旧活動

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	事務又は業務の大綱
掛川市農業協同組合、 遠州夢咲農業協同組 合	(1) 農作物、家畜等に係わる災害、病虫害の防除 (2) 主食、野菜等の食料品、その他災害復旧用資材の供給確保 (3) 農業関係被害状況の情報の収集及び報告 (4) 農業用機械、資材肥料等の確保及び技術者の把握及び緊急動員 (5) 農林水産物等の災害応急対策についての指導
掛川商工会議所、 掛川みなみ商工会	(1) 食料、生活必需品、救急薬品、災害復旧資機材など災害関係諸物資の安 定的供給の確保 (2) 被災商工業者の業務の正常運営の推進 (3) 掛川市が行う商工業関係の被害調査についての協力 (4) 災害時における物価安定の協力
建設業関係団体 (掛川建設業協同組 合、大東町建設事業 協同組合、大須賀町 建設事業協同組合)	(1) 災害時における行方不明者等の救出応援 (2) 災害時における応急復旧対策についての協力
掛川観光協会 (掛川支部、大東支 部、大須賀支部)	(1) 宿泊施設における防災上必要な教育、訓練の実施 (2) 災害時における宿泊者の救護 (3) 災害時における宿泊者及び観光客の救護
交通安全協会 掛川地区支部	(1) 災害時応急輸送及び障害物除去の応援
掛川市上下水道協同 組合、掛川市管工事 業協同組合	(1) 給水活動への協力 (2) 災害時における応急復旧対策についての協力
一般社団法人 小笠医師会	(1) 医療救護施設における医療救護活動の実施 (2) 医療品の確保及び維持管理並びに提供 (3) 災害時における医療活動及び医療品確保・提供 (4) 避難所(被災者、災害時要援護者の収容施設)収容者巡回訪問活動 支援
一般社団法人 小笠掛川歯科医師会	(1) 検案時の協力 (2) 災害時の口腔ケアの実施 (3) 医療品の確保及び維持管理並びに提供
一般社団法人 小笠袋井薬剤師会	(1) 市有医療品の維持管理 (2) 災害時における薬品等の提供
防災上重要な施設の 管理者	(1) 所管に係る施設についての防災管理 (2) 防災に関する保安装置、応急措置の実施 (3) 当該施設に係る災害復旧

9 その他関係機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者	(1) 防災訓練の実施 (2) 従業員及び施設利用者等に対する避難方法等の周知 (3) 従業員等に対する防災教育及び広報 (4) 災害応急対策に必要な資機材等の確保措置 (5) 防災組織の整備 (6) 津波警報等の収集及び伝達 (7) 津波警報発令時における従業員及び施設利用者等の避難誘導 (8) 津波警報発令時における火気の規制、施設・整備等の点検、仕掛工事の中止等安全措置 (9) 津波発生時における従業員及び施設利用者等の避難誘導
掛川市自主防災組織	(1) 掛川市の実施する被害調査、応急対策についての協力 (2) 市民に対する情報の連絡、收受 (3) 避難誘導、避難所の運営に関する協力 (4) り災者に対する応急救護、炊き出し、救助物資等の配分に関する協力

第3節 掛川市の自然及び社会的条件

第1 位置と地勢

本市は、静岡県西部に位置し、政令指定市の静岡市と浜松市の間に位置している。東側は島田市、菊川市、御前崎市に、西側は袋井市、森町に接する。市北部は、標高832mの八高山をはじめとする山地であり、その南側に平地が開ける。市中央部には標高264mの小笠山があり、その山麓は複雑な谷筋を持った丘陵地である。市南部には、平地が広がり、遠州灘に面して約10kmにわたる砂浜海岸がある。

第2 面積

本市は、東西約16km、南北約30kmで南北に細長く、小笠山付近でくびれた形状である。面積は265.63km²であり、県内の3.4%を占める。

第3 気候

本市の1年を通じての平均気温は17℃前後、年間降水量は約1,800mm、気候は温暖であるが、冬季は「遠州の空っ風」と呼ばれる寒風が吹く。

第4 掛川市の社会的条件

本市には、交通の主要路線である東名高速道路、新東名高速道路、国道1号、国道150号、新幹線、東海道本線、天竜浜名湖鉄道があり、交通途絶時には滞留旅客等の対応懸念がある。降雨時には逆川が氾濫し、床上浸水する地区があり、同地区を通る国道1号も通行規制を余儀なくされることがある。

また、市街地の中心部には木造家屋の密集した地区があり、火災の延焼なども考えられる。

私たちを取り巻く社会環境に大きなデジタル技術の変化が起きている。災害対応業務のデジタル化の発展とともに、防災教育、訓練、避難の確保等における進化したデジタル技術の活用など、効果的・効率的な防災対策が可能になりつつある。

第4節 過去の顕著な災害

本県は有史以来たびたび地震、津波による災害に見舞われている。

古い記録によると、静岡県でも伊豆の沿岸でかなり被害があった模様である。安政東海地震では、県下全般に大きな津波があったものと考えられる。関東大地震以降の津波の状況は次のとおりである。

＜静岡県に被害を及ぼした主な津波＞

地震名	発生年月日	津波状況
関東大地震	大正12年9月1日 11時58分	<ul style="list-style-type: none"> 伊豆地方で地震後5分～10分ぐらいして前後2回押しよせた。波高は熱海で当時の海面より6.5m、網代2.7m、伊東4.3m、多賀5.6m、柿崎4.6m、外浦4.1m、稲取3.6mを記録した。 このため、伊豆東海岸では一瞬にして多数の家屋が流失し、水死者が続出した。
三陸沖強震	昭和8年3月3日 02時31分	東北地方の海岸では最高24mの津波が記録されたが、県下では清水で地震発生から88分後、周期50分、最大振幅15cmぐらいの波が観測された。内浦では最大振幅30cm位であったが、被害はなかった。
東南海道大地震	昭和19年12月7日 13時35分	<ul style="list-style-type: none"> 熊野灘海岸では波高10mに達したところもあるが、県では下田町柿崎で、地震後30分ぐらいで2.5mの津波がおしよせた。清水では30cmの退水を観測し、榛原郡相良港では波高2mぐらいであった。御前崎町遠州灘海岸でも波高2m位と推定された。 このため、沿岸で浸水、船舶の沈没、流失多数を生じた。
カムチャッカ半島沖地震	昭和27年11月5日 02時01分	下田港付近では5日8時40分から津波がはじまり、推定波高1.5mに達した。石廊崎付近でも1.2mを観測した。内浦では振幅30～40cmを記録し、清水港でも数回津波が来襲したが、全般に被害はなかった。
房総半島沖地震	昭和28年11月26日 02時48分	伊東では地震後18分で振幅14cmの津波がおしよせた。石廊崎で60cm、内浦で13cm、清水で21cmが観測されたが被害はなかった。
チリ沖地震	昭和35年5月23日 04時11分	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な地震で、津波は太平洋全域に達し、県下でも地震を感じてから22時間位して津波がおしよせた。伊東では24日2時35分に現われはじめ、最大振幅140cmであった。内浦214cm、清水217cm、御前崎380cm、舞阪79cmが観測された。 このため、県下の床下浸水196戸を数え、清水においては、流木や養殖真珠に損害があった。
チリ中部沿岸で発生した地震	平成22年2月27日 15時34分頃	<ul style="list-style-type: none"> マグニチュード8.8の巨大地震で、津波は太平洋全域に達し、県下では地震発生から23時間位して津波がおしよせた。伊東では28日14時25分頃に現れはじめ、最大波高18cmであった。下田港43cm、内浦32cm、清水21cm、御前崎54cm、舞阪20cmが観測された。

地震名	発生年月日	津波状況
		・これにより、下田市で住家8棟が床下浸水した。
平成23年 (2011年) 東北地方 太平洋沖 地震	平成23年3月11日 14時46分頃	・三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の巨大地震で、東北地方の沿岸では15m以上の大津波が押し寄せ、岩手・宮城・福島県の沿岸部に壊滅的な被害を与えた。 ・県下では、11日16時8分に津波警報(大津波)が発表され、御前崎で最大波高144cm、沼津市内浦で134cm、清水93cm、南伊豆町石廊崎で71cm、舞阪73cm、焼津83cmを観測し、下田市では住家7棟・店舗6棟が浸水した。 また、伊豆や浜名地域で小型漁船数隻が転覆・水没した。

津波の高さと被害の関係については下記表のとおりとなり、家屋被害については建築方法によっても異なるが、木造家屋では浸水1m程度から部分破壊を起こし始め、2mで全面破壊に至る。

さらに、浸水が50cm程度であっても船舶や木材などの漂流物の直撃によって、被害が出る場合がある。人命への影響については、津波の高さが50cm程度になると、水位が成人の膝付近となり自由を奪われ、また流れは局所的に大きくなりうるため、注意が必要となる。実際には、1983年(昭和58年)の日本海中部地震において、青森県十三湖河口から逃げる9人が70cmの津波に追いつかれ3人が帰らぬ人となっており、津波高1mは人命に確実に影響する高さとなる。

また、過去の事例から、伊豆の東海岸では、相模湾や房総沖の地震による津波を受けやすく、遠州灘や駿河湾では、遠州沖や紀伊半島沖合の地震による津波が大きい。津波の周期や大きさや海岸の地形、海底の地形によっても異なるが、下田と御前崎付近では特に高くなるようである。

市においては、1854年の安政東海地震で菊川、弁財天川、西大谷川河口付近にて浸水が見られる。

<津波波高と被害程度(気象庁HPより)>

津波波高(m)	1	2	4	8	16
木造家屋	部分的破壊		全面破壊		
石造家屋	持ちこたえる			全面破壊	
鉄筋コンクリートビル	持ちこたえる				全面破壊
漁船	被害発生		被害率50%	被害率100%	
防潮林	被害軽微漂流物阻止 津波軽減		部分的被害 漂流物阻止	全面的被害 無効果	
養殖筏	被害発生				
音			全面が砕けた波による連続音 (海鳴り、暴風雨の音)		
			浜で巻いて砕けた波による大音響 (雷鳴の音。遠方では認識されない)		
			崖に衝突する大音響 (遠雷、発破の音。かなり遠くまで聞こえる)		

※ 津波波高(m)は、船舶、養殖筏など海上にあるものに対しては概ね海岸線における津波の高さ、家屋や防潮林など陸上にあるものに関しては地面から測った浸水深となっている。

※ 上表は津波の高さと被害の関係の一応の目安を示したもので、それぞれの沿岸の状況によっては、同じ津波の高さでも被害の状況が大きく異なることがある。

※ 津波による音の発生については、周期5分~10分程度の近地津波に対してのみ適用可能である。

第5節 予想される災害

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、国内観測史上最大のマグニチュード9を記録し、震源域は岩手県沖から茨城県沖までの南北約500km、東西約200kmの広範囲に及んだ。それに伴って発生した大津波では、東北地方と関東地方の太平洋沿岸に壊滅的な被害をもたらした。

- 現在、掛川市に著しい被害をもたらすおそれがあり、その発生の切迫性が指摘されている地震・津波は、駿河湾及び駿河トラフ付近におけるプレート境界を震源域とする東海地震（マグニチュード8クラス）がある。

このほか、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震として東南海地震や南海地震（それぞれマグニチュード8クラス）があり、また、これらの地震が連動して、あるいは時間差を持って発生する可能性も考えられ、掛川市域も震度6強～7の激烈な地震動に見舞われると想定される。

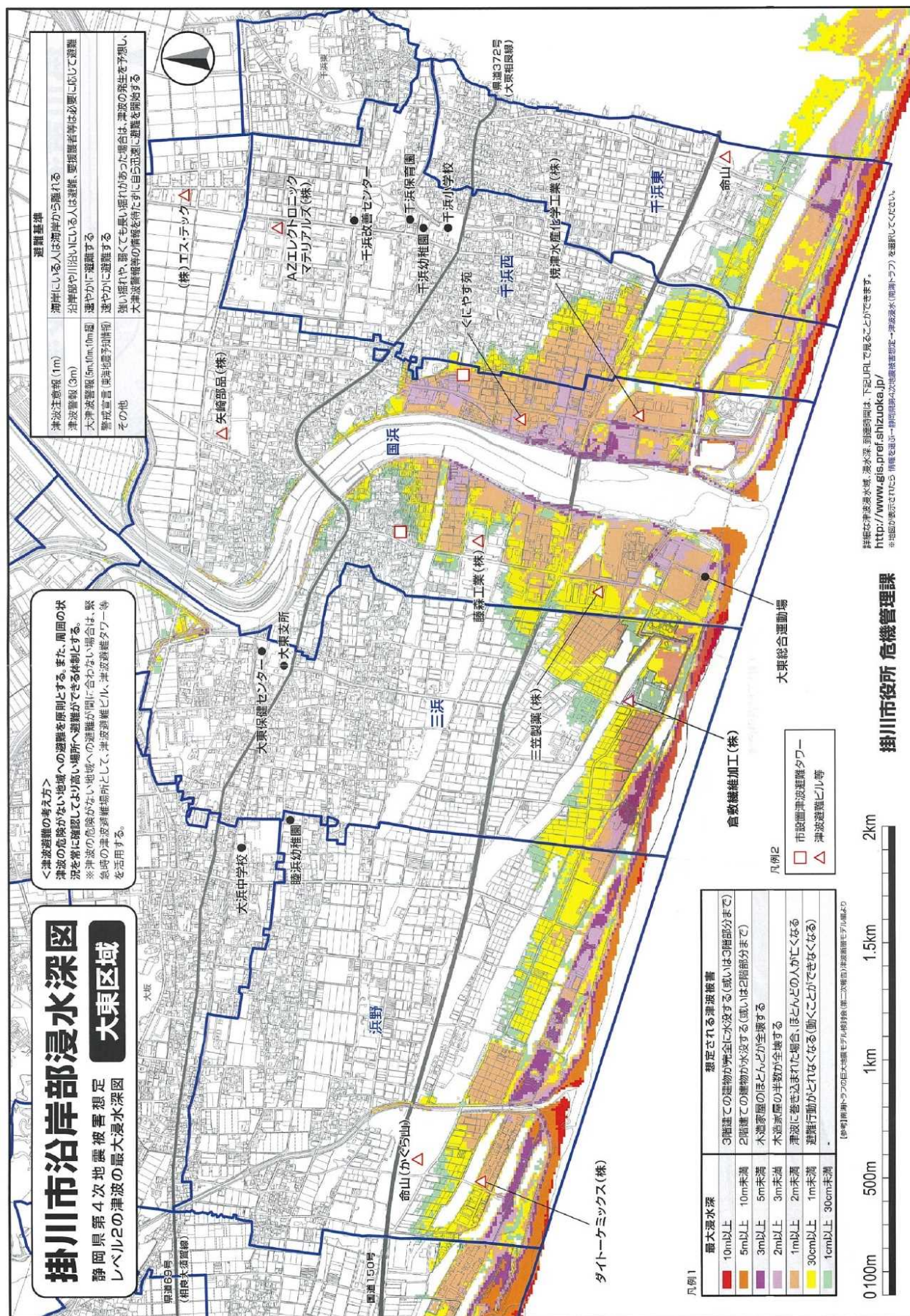
一方、相模トラフ・相模湾側では、大正型関東地震（マグニチュード7.9程度）や神奈川県西部を震源域とするマグニチュード7クラスの地震がある。

- 東日本大震災の教訓として「想定外は許さない」という観点から、発生する頻度は極めて小さいが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波として、南海トラフ巨大地震（マグニチュード9クラス）や元禄型関東地震（マグニチュード8.1程度）などの巨大地震についても発生することを想定する必要がある。

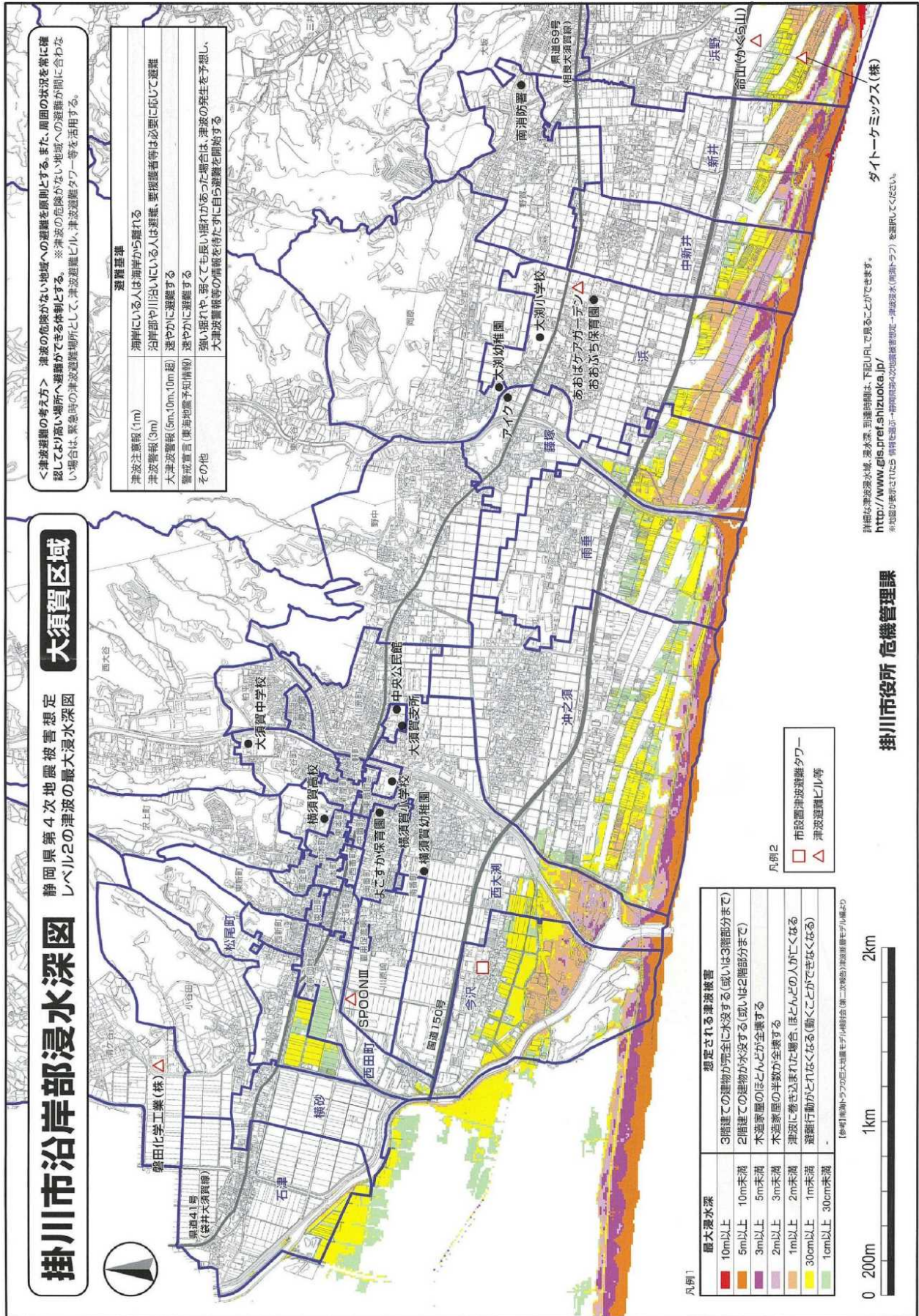
- 津波については、上記地震によるものの他、必ずしも揺れの大きい地震を伴わない津波（国外など遠方で発生する地震により生じる遠地津波）についても警戒が必要である。

- 平成25年6月27日に静岡県が発表した第4次地震被害想定では、津波高は最高で13mであり、浸水域を見ると菊川流域を除き国道150号より南となっている。

<掛川市沿岸部浸水図（大東区域）>



＜掛川市沿岸部浸水図（大須賀区域）＞



第1 第4次地震被害想定

- 1 想定される東海地震等によって、市域でどのような現象が発生し、どの程度の被害を受けるかを定量的に想定した結果を示し、的確かつ効果的な防災対策の樹立に資するものである。
- 2 想定については、本市において、最大級の災害が想定される地震として、中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」などを踏まえ、駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いで発生するレベル1・2の地震・津波を対象とした。なお、資産に用いた断層モデルは、現時点での科学的知見に基づき検討されたものであり、今後の科学的知見の蓄積を踏まえて検証され、場合によっては修正される可能性があることに留意するものとする。
- 3 この想定値は、今後、適切かつ効果的な地震対策の推進、さらに市民の防災への自助・共助の努力を積み重ねることによって、大幅に減少させることができると考えられる。

区 分	レベル1の地震・津波	レベル2の地震・津波
駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波	東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震 宝永型地震 安政東海型地震 5地震総合モデル	南海トラフ巨大地震（内閣府（2012））
相模トラフ沿いで発生する地震・津波	大正型関東地震	元禄型関東地震（※） 相模トラフ沿いの最大クラスの地震（内閣府（2013））

※ 相模トラフ沿いでは約200～400年間隔で海溝型（プレート境界型）の地震が発生しており、このうち元禄16年（1703年）元禄関東地震は大正12年（1923年）大正関東地震に比べ広い震源域を持つ既往最大の地震とされている。

注）内閣府（2012）：南海トラフ巨大地震による津波高・浸水域等（第二次報告）及び被害想定（第一次報告）について（以下同じ）

内閣府（2013）：首都直下のM7クラスの地震及び相模トラフ沿いのM8クラスの地震等の震源断層モデルと震度分布・津波高等に関する報告書

第2 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル1の地震・津波（東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震等）の被害想定の結果

1 概説

- （1）この想定は、駿河トラフから南海トラフの領域を震源域に、東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震等が発生した場合を想定して行ったものである。
 - （2）想定に当たっては、地質や地盤、海岸現況等の基本データを利用し、過去の地震被害例等を参考に数値計算を行い、地震動・液状化等の各種危険度を想定している。なお、強震断層モデルは、レベル1の地震とレベル2の地震との間で地震動の強さに本質的な差がないとの前提の下、暫定的にレベル2の地震と同じもの（内閣府（2012）の基本ケース）を使用している。津波断層モデルは、中央防災会議（2003）の東海・東南海・南海地震のモデルを使用している。
- 注）中央防災会議（2003）：「東南海、南海地震等に関する専門調査会」（第16回）報告書

(3) これらの結果を元に、地震動・液状化、人工造成地、津波、山・崖崩れ及び延焼火災に起因する建物被害とともに、ブロック塀・石塀及び屋外落下物等の物的被害や人的被害の想定をしている。

(4) 地震予知がなく地震が発生した場合と警戒宣言が発せられた後地震が発生した場合について、それぞれ想定をしている。

2 建物等被等被害に係る想定結果（レベル1の地震・津波）

項目	被害区分	予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
地震動	全壊	約 11,000			約 11,000
	半壊	約 7,700	約 7,700	約 7,600	約 7,800
液状化	全壊	約 30			約 30
	半壊	約 100	約 100	約 100	約 100
人工造成地	全壊	約 1,300			約 1,300
	半壊	約 3,900	約 3,900	約 3,900	約 3,900
津波	全壊	0			0
	半壊	0	0	0	0
山崖・崩れ	全壊	約 80			約 80
	半壊	約 200	約 200	約 200	約 200
火災	焼失	約 700	約 800	約 1,800	約 300
建物棟数		53,702			
建物被害総数	全壊及び 焼失	約 13,000	約 14,000	約 14,000	約 13,000
	半壊	約 12,000	約 12,000	約 12,000	約 12,000
建物被害率	全壊及び 焼失	約 24%	約 26%	約 26%	約 24%
	半壊	約 22%	約 22%	約 22%	約 22%

ブロック塀等転倒数	約 1,500 件
屋外落下物が発生する建物数	約 3,400 棟

「ー」：被害わずか

注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊
- ・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

3 人的被害に係る想定結果（レベル1の地震・津波）

項目	被害区分	予知なし			予知あり			
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
建物倒壊 (うち屋内 収容物移 動・転倒、 屋内落下 物)	死者数	約 300 (約 40)	約 200 (約 30)	約 300 (約 30)	約 100 (約 10)	約 50 (約 10)	約 80 (約 10)	
	重傷者数	約 1,300 (約 100)	約 2,000 (約 100)	約 1,300 (約 90)	約 400 約 30	約 600 約 20	約 400 約 20	
	軽傷者数	約 2,800 (約 500)	約 3,200 (約 400)	約 2,500 (約 400)	約 800 (約 100)	約 900 (約 90)	約 700 (約 90)	
津波	早期 避難率高 +呼びか	死者数	0	0	0	0	0	
		重傷者数	0	0	0	0	0	
		軽傷者数	0	0	0	0	0	
	早期 避難率低	死者数	0	0	0	0	0	
		重傷者数	0	0	0	0	0	
		軽傷者数	0	0	0	0	0	
山・崖崩れ	死者数	約 10	0	約 10	0	0	0	
	重傷者数	0	0	0	0	0	0	
	軽傷者数	0	0	0	0	0	0	
火 災	死者数	約 20	約 10	約 40	0	0	0	
	重傷者数	約 10	約 10	約 30	0	約 10	約 10	
	軽傷者数	約 30	約 40	約 70	約 10	約 10	約 20	
ブロック塀 の転倒、屋 外落下物	死者数	0	0	0	0	0	0	
	重傷者数	0	0	約 10	0	0	0	
	軽傷者数	0	約 10	約 10	0	0	0	
死傷者 数合計	早期 避難率高 +呼びか	死者数	約 400	約 200	約 300	約 100	約 50	約 80
		重傷者数	約 1,300	約 2,000	約 1,300	約 400	約 600	約 400
		軽傷者数	約 2,800	約 3,300	約 2,600	約 800	約 900	約 700
	早期 避難率低	死者数	約 400	約 200	約 300	約 100	約 50	約 80
		重傷者数	約 1,300	約 2,000	約 1,300	約 400	約 600	約 400
		軽傷者数	約 2,800	約 3,300	約 2,600	約 800	約 900	約 700
自力脱出困 難者数	地震動	約 1,600	約 1,400	約 1,500	約 500	約 400	約 400	
	津波	0	0	0	0	0	0	

「－」：被害わずか

注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井（1999）による建物破壊パターンチャートのD5以上相当。
- ・重傷者：1ヶ月以上の治療を要する負傷者
- ・軽傷者：1ヶ月未満の治療を要する負傷者

第3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震・津波（南海トラフ巨大地震）の被害想定の結果

1 概説

- (1) この想定は、東側を駿河湾における南海トラフのトラフ軸（富士川河口断層帯を含む）とし、南西側（日向灘側）を九州・パラオ海嶺の北側でフィリピン海プレートが厚くなる領域までを震源域に、マグニチュード9程度の地震が発生した場合を想定して行ったものである。
- (2) 想定に当たっては、地質や地盤、海岸現況等の基本データを利用し、中央防災会議(2011)等を参考に数値計算を行い、地震動・液状化等の各種危険度の想定をしている。
注) 中央防災会議（2011）：「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」
- (3) これらの結果を基に、地震動・液状化、人工造成地、津波、山・崖崩れ及び延焼火災に起因する建物被害とともに、ブロック塀・石塀及び屋外落下物等の物的被害や人的被害の想定をしている。
- (4) 地震予知がなく地震が発生した場合と警戒宣言が発せられた後地震が発生した場合について、それぞれ想定をしている。

2 建物等被害に係る想定結果

【地震動（レベル2の地震・津波）：基本ケース、津波：ケース①】 **網掛けは掛川市最大棟数**

（単位：棟）

項目	被害区分	予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
地震動	全壊	約 11,000			約 11,000
	半壊	約 7,700	約 7,700	約 7,600	約 7,800
液状化	全壊	約 30			約 30
	半壊	約 100	約 100	約 100	約 100
人工造成地	全壊	約 1,300			約 1,300
	半壊	約 3,900	約 3,900	約 3,900	約 3,900
津波	全壊	約 30			約 30
	半壊	約 100	約 100	約 100	約 100
山・崖崩れ	全壊	約 80			約 80
	半壊	約 200	約 200	約 200	約 200
火災	焼失	約 700	約 800	約 1,800	約 300
建物棟数		53,702			
建物被害総数	全壊及び焼失	約 13,000	約 14,000	約 14,000	約 13,000
	半壊	約 12,000	約 12,000	約 12,000	約 12,000
建物被害率	全壊及び焼失	約 24%	約 26%	約 26%	約 24%
	半壊	約 22%	約 22%	約 22%	約 22%

ブロック塀等転倒数	約 1,500 件
屋外落下物が発生する建物数	約 3,400 棟

「ー」：被害わずか

注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊
- ・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

【地震動（レベル2の地震・津波）：陸側ケース、津波：ケース①】 **網掛けは掛川市最大棟数**

(単位：棟)

項目	被害区分	予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
地震動	全壊	約 10,000			約 10,000
	半壊	約 7,700	約 7,700	約 7,600	約 7,800
液状化	全壊	約 30			約 30
	半壊	約 100	約 100	約 100	約 100
人工造成地	全壊	約 1,400			約 1,400
	半壊	約 4,200	約 4,200	約 4,200	約 4,200
津波	全壊	約 30			約 30
	半壊	約 100	約 100	約 100	約 100
山・崖崩れ	全壊	約 80			約 80
	半壊	約 200	約 200	約 200	約 200
火災	焼失	約 600	約 800	約 1,700	約 300
建物棟数		53,702			
建物被害総数	全壊及び 焼失	約 13,000	約 13,000	約 14,000	約 12,000
	半壊	約 12,000	約 12,000	約 12,000	約 12,000
建物被害率	全壊及び 焼失	約 24%	約 24%	約 26%	約 22%
	半壊	約 22%	約 22%	約 22%	約 22%

ブロック塀等転倒数	約 1,400 件
屋外落下物が発生する建物数	約 3,200 棟

「ー」：被害わずか

注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊
- ・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

【地震動（レベル2の地震・津波）：東側ケース、津波：ケース①】 網掛けは掛川市最大棟数

(単位：棟)

項目	被害区分	予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
地震動	全壊	約 17,000			約 17,000
	半壊	約 7,000	約 7,000	約 6,800	約 7,100
液状化	全壊	約 30			約 30
	半壊	約 100	約 100	約 100	約 100
人工造成地	全壊	約 2,000			約 2,000
	半壊	約 5,900	約 5,900	約 5,900	約 5,900
津波	全壊	約 20			約 20
	半壊	約 70	約 70	約 70	約 70
山・崖崩れ	全壊	約 80			約 80
	半壊	約 200	約 200	約 200	約 200
火災	焼失	約 800	約 1,000	約 2,100	約 400
建物棟数		53,702			
建物被害総数	全壊及び 焼失	約 20,000	約 20,000	約 21,000	約 19,000
	半壊	約 13,000	約 13,000	約 13,000	約 13,000
建物被害率	全壊及び 焼失	約 37%	約 37%	約 39%	約 35%
	半壊	約 24%	約 24%	約 24%	約 24%

ブロック塀等転倒数	約 2,000 件
屋外落下物が発生する建物数	約 7,100 棟

「－」：被害わずか

注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊
- ・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

3 人的被害に係る想定結果

【地震動（レベル2の地震・津波）：基本ケース、津波：ケース①】

(単位：人)

項目	被害区分	予知なし			予知あり			
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
建物倒壊 (うち屋内 収容物移 動・転倒・ 屋内落下 物)	死者数	約 300 (約 40)	約 200 (約 30)	約 300 (約 30)	約 100 (約 10)	約 50 (約 10)	約 80 (約 10)	
	重傷者数	約 1,300 (約 100)	約 2,000 (約 100)	約 1,300 (約 90)	約 400 (約 30)	約 600 (約 20)	約 400 (約 20)	
	軽傷者数	約 2,800 (約 500)	約 3,200 (約 400)	約 2,500 (約 400)	約 800 (約 100)	約 900 (約 90)	約 700 (約 90)	
津波	早期 避難率高 +呼びか	死者数	約 30	約 10	約 10	約 10	約 20	約 10
		重傷者数	0	0	0	0	0	0
		軽傷者数	0	0	0	0	0	0
	早期 避難率低	死者数	約 100	約 100	約 100	約 10	約 20	約 10
		重傷者数	0	約 10	約 10	0	0	0
		軽傷者数	約 10	約 20	約 10	0	0	0
山・崖崩れ	死者数	約 10	0	約 10	0	0	0	
	重傷者数	0	0	0	0	0	0	
	軽傷者数	0	0	0	0	0	0	
火 災	死者数	約 20	約 10	約 40	0	0	0	
	重傷者数	約 10	約 10	約 30	約 10	約 10	約 10	
	軽傷者数	約 30	約 40	約 70	約 10	約 10	約 20	
ブロック塀 の転倒、屋 外落下物	死者数	0	0	0	0	0	0	
	重傷者数	0	0	約 10	0	0	0	
	軽傷者数	0	約 10	約 10	0	0	0	
死傷者 数合計	早期 避難率高 +呼びか	死者数	約 400	約 200	約 300	約 100	約 70	約 90
		重傷者数	約 1,300	約 2,000	約 1,300	約 400	約 600	約 400
		軽傷者数	約 2,800	約 3,300	約 2,600	約 800	約 900	約 700
	早期 避難率低	死者数	約 500	約 300	約 400	約 100	約 70	約 90
		重傷者数	約 1,300	約 2,000	約 1,300	約 400	約 600	約 400
		軽傷者数	約 2,900	約 3,300	約 2,600	約 800	約 900	約 700
自力脱出困 難者数	地震動	約 1,600	約 1,400	約 1,500	約 500	約 400	約 400	
	津波	約 10	約 60	約 30	0	約 10	0	

「-」：被害わずか

注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井（1999）による建物破壊 パターンチャートの D5 以上相当。
- ・重傷者：1 ヶ月以上の治療を要する負傷者
- ・軽傷者：1 ヶ月未満の治療を要する負傷者

【地震動（レベル2の地震・津波）：陸側ケース、津波：ケース①】

(単位：人)

項目	被害区分	予知なし			予知あり			
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
建物倒壊 (うち屋内 収容物移 動・転倒・ 屋内落下 物)	死者数	約 300 (約 30)	約 100 (約 20)	約 200 (約 30)	約 80 (約 10)	約 40 (約 10)	約 60 (約 10)	
	重傷者数	約 1,200 (約 100)	約 1,800 (約 100)	約 1,200 (約 80)	約 300 (約 30)	約 500 (約 20)	約 300 (約 20)	
	軽傷者数	約 2,800 (約 500)	約 3,000 (約 400)	約 2,400 (約 400)	約 800 (約 100)	約 900 (約 80)	約 700 (約 80)	
津波	早期 避難率高 +呼びか	死者数	約 30	約 10	約 10	約 10	約 20	約 10
		重傷者数	0	0	0	0	0	0
		軽傷者数	0	0	0	0	0	0
	早期 避難率低	死者数	約 100	約 100	約 100	約 10	約 20	約 10
		重傷者数	0	約 10	約 10	0	0	0
		軽傷者数	約 10	約 20	約 10	0	0	0
山・崖崩れ	死者数	約 10	0	約 10	0	0	0	
	重傷者数	0	0	0	0	0	0	
	軽傷者数	0	0	0	0	0	0	
火 災	死者数	約 10	約 10	約 30	0	0	0	
	重傷者数	約 10	約 10	約 30	0	0	0	
	軽傷者数	約 20	約 30	約 70	約 10	約 10	約 10	
ブロック塀 の転倒、屋 外落下物	死者数	0	0	0	0	0	0	
	重傷者数	0	0	約 10	0	0	0	
	軽傷者数	0	約 10	約 10	0	0	0	
死傷者数合計	早期 避難率高 +呼びか	死者数	約 300	約 100	約 300	約 90	約 50	約 70
		重傷者数	約 1,200	約 1,800	約 1,200	約 300	約 500	約 300
		軽傷者数	約 2,800	約 3,000	約 2,500	約 800	約 900	約 700
	早期 避難率低	死者数	約 400	約 300	約 300	約 90	約 50	約 70
		重傷者数	約 1,200	約 1,800	約 1,200	約 300	約 500	約 300
		軽傷者数	約 2,800	約 3,000	約 2,500	約 800	約 900	約 700
自力脱出困 難者数	地震動	約 1,300	約 1,100	約 1,200	約 400	約 300	約 300	
	津波	約 10	約 60	約 30	0	約 10	0	

「ー」：被害わずか

注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井（1999）による建物破壊パターンチャートのD5以上相当。
- ・重傷者：1ヶ月以上の治療を要する負傷者
- ・軽傷者：1ヶ月未満の治療を要する負傷者

【地震動（レベル2の地震・津波）：東側ケース、津波：ケース①】 **網掛けは掛川市最大死者数**
(単位：人)

項目	被害区分	予知なし			予知あり			
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
建物倒壊 (うち屋内 収容物移 動・転倒・ 屋内落下 物)	死者数	約 600 (約 60)	約 300 (約 40)	約 500 (約 40)	約 200 (約 10)	約 90 (約 10)	約 100 (約 10)	
	重傷者数	約 1,900 (約 200)	約 2,800 (約 200)	約 1,900 (約 100)	約 500 (約 40)	約 800 (約 40)	約 500 (約 30)	
	軽傷者数	約 3,300 (約 700)	約 4,000 (約 600)	約 3,000 (約 600)	約 1,000 (約 200)	約 1,200 (約 100)	約 900 (約 100)	
津波	早期 避難率高 +呼びか	死者数	約 30	約 10	約 10	約 10	約 20	約 10
		重傷者数	0	0	0	0	0	0
		軽傷者数	0	0	0	0	0	0
	早期 避難率低	死者数	約 100	約 100	約 100	約 10	約 20	約 10
		重傷者数	0	約 10	約 10	0	0	0
		軽傷者数	約 10	約 20	約 10	0	0	0
山・崖崩れ	死者数	約 10	0	約 10	0	0	0	
	重傷者数	0	0	0	0	0	0	
	軽傷者数	0	0	0	0	0	0	
火 災	死者数	約 60	約 40	約 100	約 10	0	約 10	
	重傷者数	約 20	約 20	約 40	約 10	約 10	約 10	
	軽傷者数	約 40	約 50	約 100	約 20	約 20	約 20	
ブロック塀 の転倒、屋 外落下物	死者数	0	0	0	0	0	0	
	重傷者数	0	約 10	約 10	0	0	0	
	軽傷者数	0	約 10	約 20	0	0	0	
死傷者数合計	早期 避難率高 +呼びか	死者数	約 700	約 400	約 600	約 200	約 100	約 200
		重傷者数	約 1,900	約 2,800	約 1,900	約 600	約 800	約 500
		軽傷者数	約 3,400	約 4,100	約 3,100	約 1,000	約 1,200	約 900
	早期 避難率低	死者数	約 800	約 500	約 700	約 200	約 100	約 200
		重傷者数	約 1,900	約 2,800	約 1,900	約 600	約 800	約 500
		軽傷者数	約 3,400	約 4,100	約 3,100	約 1,000	約 1,200	約 900
自力脱出困 難者数	地震動	約 3,000	約 2,600	約 2,700	約 900	約 800	約 800	
	津波	約 10	約 60	約 30	0	約 10	0	

「－」：被害わずか

注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井（1999）による建物破壊 パターンチャートの D5 以上相当。
- ・重傷者：1ヶ月以上の治療を要する負傷者
- ・軽傷者：1ヶ月未満の治療を要する負傷者

第4 遠地津波により予想される災害

必ずしも揺れの大きい地震を伴わない津波（チリ沖地震のように南北アメリカ大陸沿岸等の環太平洋地域で発生した地震による遠地津波）についても警戒が必要である。

1 概要

- (1) 遠地津波は、沿岸から600km以上離れた場所を震源とする地震により生じた津波である。
- (2) 遠地津波は、海溝型巨大地震に伴って発生するものであるが、地球上の海溝の大部分が太平洋にあり、環太平洋地震帯を作っているため、日本には太平洋各地から遠地津波が襲来する。
- (3) 過去の遠地津波で大津波を記録したのは、チリ海溝及び千島・カムチャッカ海溝等で起きた地震に伴う津波である。
- (4) 過去の事例によると、遠地津波が襲来するまでのおおよその時間については、チリ沖地震の場合で24時間後、インドネシア・パプアニューギニアの場合で6～7時間後、千島・カムチャッカ半島の場合で3時間後に第1波が到達する場合がある。

2 特徴等

- (1) 津波が遠地で起きる地震で発生するため、地震の揺れを感じることもなくても津波に襲われる。
- (2) 遠地津波は途中経路の地形により様々な屈折や反射をしながら伝わる。そのため、遠地津波は一般に近地津波に比べて津波の減衰が遅くなり、すなわち津波の継続時間が長くなる傾向がある。例えば、チリ沖地震では津波が1日続き、インドネシアの地震では6～8時間継続したことがある。
- (3) 遠地津波では、到達途中での反射などにより、最大波が第1波のかなり後に襲来することがあり、第3波や第4波が最大波となることがある。
- (4) 遠地津波は、地震を感じることなく不意に襲来することや継続時間が長いことから、早期に津波関連情報を取得し、避難態勢や防災体制を確立することや、津波警報が解除されるまで避難態勢を維持することが重要である。

第2章 平常時対策

津波から市民の生命、身体及び財産を守り、安全・安心に暮らせるまちづくり実現のため、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波に対し、被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方に基づき、海岸保全施設等の整備といったハード対策と、津波からの避難を中心とするソフト対策とを組み合わせ、平常時に行う津波災害予防対策について定める。

第1節 防災思想の普及

【担当部署：危機管理課、こども希望課、教育委員会】

<計画作成の主旨>

津波による被害を最小限にとどめるため、市職員をはじめ、市民及び各組織等を対象に津波に関する知識と防災対応を啓発指導し、個々の防災力向上を図る。

<計画の内容>

市長は、災害応急対策及び津波防災応急対策の円滑な実施を確保するため、市職員に対して教育を行う。また、市は市民自らが生命、身体、財産を守り、併せて地域の津波災害を予防し、あるいは軽減することに資するため、市民に対し必要な教育及び広報を行う。この場合、地域の特性等による津波災害の態様等を十分に考慮して実情にあったものとする。

第1 普及すべき内容及び方法

普及すべき内容及び方法は、地震対策編第2章第1節第1「普及すべき内容及び方法」の定めに準ずる。

第2 市の防災思想の普及、徹底

市の防災思想の普及、徹底は、地震対策編第2章第1節第2「市の防災思想の普及、徹底」の定めに準ずる。

第3 防災関係機関が実施する防災思想の普及

防災関係機関が実施する防災思想の普及は、地震対策編 第2章 第1節 第3「防災関係機関が実施する防災思想の普及」の定めに準ずる。

第4 災害教訓の伝承

災害教訓の伝承は、地震対策編 第2章 第1節 第4「災害教訓の伝承」の定めに準ずる。

第2節 自主防災活動

【担当部署：危機管理課】

＜計画作成の主旨＞

津波等の異常な大災害が発生した場合には、通信、交通の途絶等の悪条件が重なり、消防、水防、警察等関係機関の防災活動（公助）が地域の末端に十分即応できない事態が予測される。

特に、広域被災が予想される東海地震等に際しては、市、県をはじめ防災関係機関が総力をあげて対策を講ずることが必要である。

しかし、発災初期においては公助が地域の末端まで行き届かないおそれが強く、これに対処するためには、地域住民が相互に協力し、消防団をはじめ、青年団体・女性団体等と有機的な関係を保ち、自発的に防災組織をつくることによって効果的なものになる。

当面、東海地震等の津波対策を主眼に、地域の実情に応じた自主防災組織の育成を積極的に推進し、地域保全のための防災活動を行うものとする。

また、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、自主防災活動における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

このため市は、的確な自主防災活動ができるようその基準等を示す。

＜計画の内容＞

第1 市民の果たすべき役割

自主防災活動における市民の果たすべき役割は、地震対策編 第2章 第2節 第1「市民の果たすべき役割」の定めに準ずる。

第2 地域における自主防災組織の果たすべき役割

地域における自主防災組織の果たすべき役割は、地震対策編 第2章 第2節 第2「地域における自主防災組織の果たすべき役割」の定めに準ずる。

第3 事業所等の果たすべき役割

自主防災活動における事業所等の果たすべき役割は、地震対策編 第2章 第2節 第3「事業所等の果たすべき役割」の定めに準ずる。

第4 市の指導及び助成

自主防災活動における市民の果たすべき役市の指導及び助成割合は、地震対策編 第2章 第2節 第4「市の指導及び助成」の定めに準ずる。

第5 自主防災組織と消防団の連携

自主防災活動における自主防災組織と消防団の連携は、地震対策編 第2章 第2節 第5「自主防災組織と消防団の連携」の定めに準ずる。

資料編 2-3-1 自主防災組織図

資料編 2-3-2 掛川市自主防災組織資機材等整備費補助事業交付要綱

第6 地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進は、地震対策編 第2章 第2節 第6「地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進」の定めに基づき、

第3節 防災訓練の実施

【担当部署：危機管理課、関係各課】

<計画作成の主旨>

津波災害発生時に的確な防災対策を実施するための訓練について定める。

市民は、自主防災組織及び事業所等の防災組織の構成員として、市や県の実施する訓練に積極的に参加し、的確な防災対応を体得するものとする。

また、訓練は、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮したものを実施し、要配慮者の支援体制の整備に努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

<計画の内容>

第1 掛川市

掛川市の防災訓練の実施は、地震対策編 第2章 第3節 第1「掛川市」の定めに準ずる他、次の訓練を実施する。

1 訓練及び普及内容

市は、津波警戒に関する地域住民への周知徹底を図るため、啓発用の標識や多数の地域住民も参加した津波防災訓練の実施等を通じて次の内容の普及を図る。

<考えられる訓練内容>
(1) 津波警報・注意報、津波情報等の収集、伝達 ア 初動体制や情報の収集・伝達ルートの確認。 イ 操作方法の習熟の他、同報無線の可聴範囲の確認。 ウ 市民等への広報文案の適否（平易で分かりやすい表現）等を検証する。
(2) 津波避難訓練 ア 標識の確認、避難の際の危険性等を把握。 イ 歩行困難な者にとっては、最短距離のルートが最短時間のルートとは限らない。 ウ 場合によっては民有地等に避難する必要がある、地域社会の中で理解を得る。 エ 夜間訓練等の実施により街灯等を確認する等の訓練を実施する。
(3) 津波防災施設操作訓練 ア 誰が、何時、どのような手順で閉鎖操作等を実施するのか。 イ 津波予想到達時間内に操作完了が可能か。 ウ 地震動等により操作不能となった場合の対応はどうか。 エ 退避時間の確保等の現実起こり得る想定の中で訓練を実施する。
(4) 津波監視訓練 ア 高台等の安全地域からの目視。 イ 監視用カメラ、検潮器等の津波観測機器を用いた、津波監視の方法の習熟。 ウ 監視結果の把握・理解、災害応急対策への活用等について訓練を実施する。

2 津波避難訓練

津波避難訓練に当たっては、要配慮者に対する避難誘導、救出・救助、自主防災組織と事業所との連携による防災活動など、地域の特性に配慮して実施する。

なお、訓練終了後は評価を実施し、課題・問題点を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。また、随時、図上訓練を実施し、防災対策の見直しに資するものとする。

(1) 3月11日を含む10日間を「津波対策推進旬間」と定め、年1回以上津波避難訓練を実施する。

(2) この訓練は、「津波警報」が発表されたことを想定し、県が作成した訓練内容に関する指針を参考に実施する。

(3) 県及び防災関係機関の津波防災訓練に対する協力等

ア 市は、県及び防災関係機関に対し、市が実施する訓練に参加を要請する。

イ 市は、県及び防災関係機関が実施する訓練に可能な限り参加、協力する。

(4) 津波防災訓練の広報

市が発行する広報紙や同報無線を活用し、訓練に市民等の積極的参加を求めるとともに、訓練に伴う混乱を防止するため必要な広報を行う。

第2 防災関係機関

防災関係機関の防災訓練の実施は、地震対策編 第2章 第3節 第2「防災関係機関」の定めに基づき、準ずる。

第3 訓練時における交通規制

訓練時における交通規制は、地震対策編 第2章 第3節 第3「訓練時における交通規制」の定めに基づき、準ずる。

第4 学校等の防災訓練

学校等の防災訓練は、地震対策編 第2章 第3節 第4「学校等の防災訓練」の定めに基づき、準ずる。

第5 企業の防災訓練

企業の防災訓練は、地震対策編 第2章 第3節 第5「企業の防災訓練」の定めに基づき、準ずる。

第4節 津波災害予防対策の推進

【担当部局：危機管理課、関係各課】

<計画作成の主旨>

市は、津波災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した津波を想定し、津波対策の検討において100～150年に一度の頻度で発生するL1（レベル1）、1000年に一度の頻度で発生するL2（レベル2）の二つのレベルの津波の想定とそれぞれの対策を進める。

1 レベル1

最大クラスの津波に比べて発生頻度（100年に一度発生する）が高く大きな被害をもたらす津波に対する海岸保全施設等の整備

2 レベル2

発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラス（1000年に一度の頻度で発生する）の津波に対する住民避難を軸とした総合的な対

なお、本計画は、来るべき災害について一定の条件の想定の下に作成するが、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定には限界があることに留意する。

市は、これらの対策の推進に当たっては、第4次地震被害想定において推計された被害をできる限り軽減するための新たな行動目標として策定した「**掛川市国土強靱化地域計画**」により、ハード・ソフトの両面からできる限り組み合わせることで対策を充実・強化する。その際、市民の参画を進め、国、県と連携し効率的、効果的な津波対策を進める。

<計画の内容>

第1 避難誘導體制の確保

1 避難計画の策定

市は、県が作成する大規模地震対策「避難計画策定指針」に留意して、避難計画の策定に努める。

(1) 要避難地区の指定

第4次地震被害想定の結果等から判断して、浸水想定区域を要避難地区として指定する。

(2) 避難対象地域の指定

要避難地区のうち、南海トラフ地震臨時情報に避難指示を行う要避難地区として指定する。

(3) 避難困難地域の検討

ア 津波到達時刻：静岡県第4次地震被害想定による。

イ 歩行速度：県の指針で示されている要支援者の0.5m/sで設定し、避難開始を発災後5分後で設定。

ウ 避難先：静岡県第4次地震被害想定による浸水区域外か津波避難施設を設定。

上記(1)～(3)のシミュレーション結果において、すべての住民が浸水開始時間までに避難可能であり、市内における避難困難地域はない。

(4) 避難地、津波避難施設、避難路の指定

要避難地区の状況に応じ、住民の避難のための避難地、津波避難施設、避難路等の整備を行う。

- ア 要避難地区の住民の避難のため、避難地を指定する。
- イ 突発地震発生時の緊急避難の用に供する避難ビル等の施設を指定する。
- ウ 避難路は、自主防災会が地域の実情に合わせ定め、市は必要に応じて助言を行う。

資料編 3-2-1 指定緊急避難場所

資料編 3-2-2 協定避難施設一覧表

(5) 避難所の指定

市長は、要避難地区の状況に応じ、災害によって居住場所を確保できなくなった者の一時的な生活支援のため、避難所を指定する。

資料編 3-2-1 避難所

2 平常時に実施する災害予防措置

(1) 避難誘導體制整備

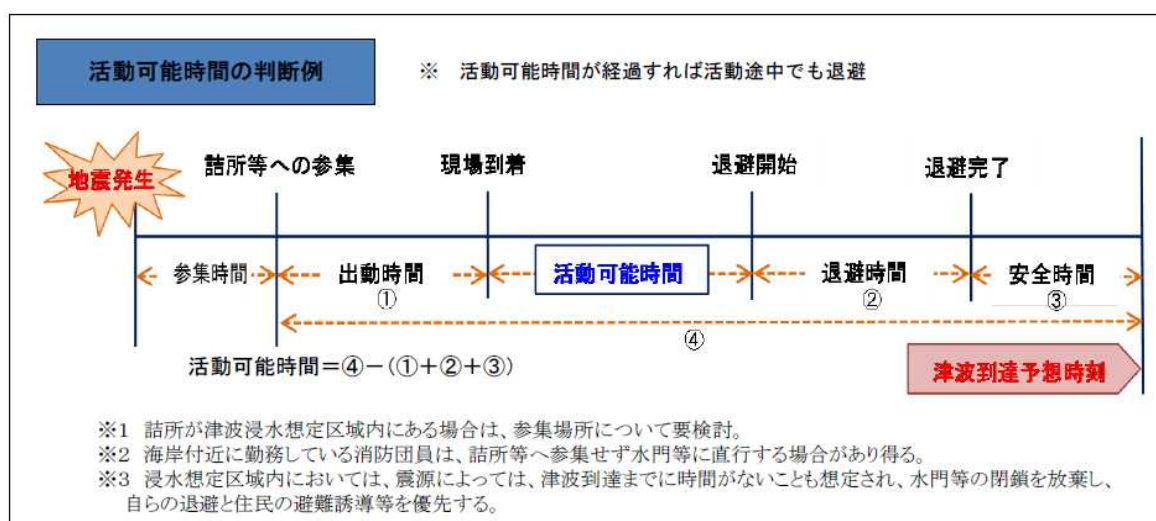
ア 市は、要避難地区の住民に対し、生命、財産を災害から保護することを目的とし、危害の様相、情報伝達手段、情報伝達内容、避難地、避難路、避難施設等避難に関する留意すべき事項を周知するとともに、高齢者、障がいのある人等の要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努める。

イ 市は、防災対応や避難誘導に当たる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを以下のように定める。

活動可能時間は、「津波到達予想時刻」から「安全時間」及び「退避時間」を差し引いた時間である。

掛川市における第4次地震被害想定による津波到達時間は概ね20分（津波高10m）であるため、気象庁が発表する「津波到達予想時刻」が不明な場合等は、地震発生後、20分以内に避難できるよう活動する。

活動可能時間の判例を以下に示す。



(「津波避難対策推進マニュアル」より)

また、消防機関及び水防団による津波からの円滑な避難の確保等のために実施すべき事項は、以下のとおりとする。

- ・津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- ・津波からの避難誘導
- ・自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
- ・津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立 等

ウ 市町は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とし、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。

(2) 要避難地区における予防措置

要避難地区については次の予防措置を講ずる。

ア 津波危険予想図

市は、過去の津波災害事例及び現況調査等を参考に作成した津波危険予想図、海拔標示等の情報を市民への周知に努める。

イ 避難方法等の周知

市は、当該地域を要避難地区として指定するとともに、当該地域の住民等に対して津波の危険や津波注意報・警報、避難指示の意味、避難方法等の周知に努める。

ウ 避難対策

- ・市は、海岸の管理者と協議して、避難地等を標示したわかりやすい案内板を設置するとともに、関係団体の協力を得て要配慮者の避難誘導體制を整備するなど、避難対策等の防災対策を推進する。
- ・市長は、現地の地理に不案内な観光客、出張者等の一時滞在者が想定される場合は、要避難地区であることや想定浸水深、避難地・避難経路等について、看板・チラシ・パンフレット等により広報するなど、一時滞在者の円滑な避難対策に配慮するよう努める。
- ・市は、海浜利用者等がすみやかに津波から避難できるよう、防潮堤に避難口、避難階段等の施設及び誘導のための標識板等の整備に努める。

エ 津波警報発令時

市は、津波警報が発せられた場合には、市等からの指示を受けるまでもなく、直ちに海岸から離れ避難地等へ避難する等、住民のとるべき行動について周知徹底に努める。

オ 地震発生時

市は、突発地震にも備えるため、建物所有者の協力を得て津波から逃れるための避難ビルの確保に努める。

当該地域の住民に対して、立ってられないほどの強い地震が起こった場合又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合には、市等からの指示を受けるまでもなく、直ちに海岸から離れ、避難ビル、高台又は避難地等へ避難する等、住民のとるべき行動について周知徹底に努める。

カ 水門、陸閘

水門等管理者は、水門、陸閘等の操作の体制及び手順を定め、関係者に周知するとともに、陸閘の常時閉鎖を推進する。

資料編 3-2-1 避難所

資料編 3-2-2 協定避難施設一覧表

第2 津波に強いまちづくり

1 津波避難を考慮した土地利用計画・施設配置

- (1) 津波から迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、津波防災地域づくりに関する法律（以下「津波防災地域づくり法」という。）に基づく津波災害計画区域の指定などにより警戒避難体制の整備を進め、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。
- (2) 浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画の策定に努めるとともに、短時間で避難が可能となるよう計画的な避難施設の整備、民間施設の活用など、リスク軽減対策を講じながら、津波に強いまちの形成を図るものとする。
- (3) 地域防災計画、都市計画、立地適正化計画等の作成に当たり、津波防災の観点を踏まえ、検討段階から共同で取り組むなど、計画相互の有機的な連携を図るものとする。
- (4) 津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため、津波防災地域づくり法に基づく津波災害特別警戒区域や建築基準法に基づく災害危険区域の指定について、検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。
- (5) 津波による浸水実績及び津波浸水想定を公表し、安全な土地利用、津波発生時の警戒避難体制の整備を行う。
- (6) 行政関連機関、要配慮者に係る施設については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所へ誘導を図るものとする。
- (7) 最大クラスの津波に対して、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進めるものとする。

2 「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく対応

(1) 県の対応

県は、最大クラスの津波に対応して、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく「津波災害（特別）警戒区域」を指定し、関係市町へ通知する。

(2) 津波災害警戒区域に関する対応

市は、県により津波災害（特別）警戒区域の指定があった場合に、以下の対応を行う。

ア 地域防災計画での考慮

市は、地域防災計画において、津波災害警戒区域ごとに以下の事項について、名称及び所在地等を定める。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> (1) 津波に関する情報 (2) 予報及び警報伝達に関する事項 (3) 指定避難所及び避難場所及び避難経路に関する事項 (4) 津波避難訓練に関する事項 (5) 主として要配慮者が利用する社会福祉施設 (6) 学校 (7) 医療施設 |
|--|

イ 要配慮者等が利用する施設での対応強化

市は、津波災害警戒区域内において、主として要配慮者が利用する社会福祉施設、医療施設等については、津波発生時に当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。

ウ 市民への周知徹底

市は、地域防災計画に基づき、津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について、これらの事項を記載した印刷物の市民への配布等による周知を行う。

エ 施設所有者又は管理者の取組支援

市は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成、又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努める。

オ 津波による危険の著しい区域への対応

市は、津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため津波災害特別警戒区域や災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講じる。

(3) 津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画の作成

市は、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すことに努め、必要に応じ、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画(推進計画)を作成する。

(4) 津波災害特別警戒区域の建築物の安全対策

ア 市及び県は、津波災害特別警戒区域を指定したときは、指定した区域内において、津波から逃げるのが困難な要配慮者が利用する一定の社会福祉施設、学校及び医療施設の建築について、津波が襲来した場合であっても倒壊を防ぐとともに、居室の床面の高さが津波の水深以上となるように制限する。

イ 津波災害特別警戒区域の指定がない場合においても、津波による危険の著しい区域については、災害廃棄物の発生を抑制するため、浸水対策、鉄筋コンクリート造等の堅ろうな建築物とする等の建築物の耐浪化等に努める。

3 津波に強いまちづくり

(1) 市が作成する津波避難計画やハザードマップ等については、レベル2の津波に対応するものとなるよう、第4次被害想定を基に点検、見直しを促進する。

(2) 市が新規に作成する必要がある場合は、早期に作成できるよう、必要に応じて県はその支援に当たるとともに、住民への情報提供を促進する。

(3) 市は、市民一人ひとりに、津波に関する正確な知識や発災時にとるべき行動を理解いただけるよう、あらゆる機会をとらえて周知を図るとともに、実践的な津波避難訓練を定期的実施する。

(4) 市は、津波警報等の情報が、市民一人ひとりに迅速に届くよう、防災行政無線や、緊急速報メール、視・聴覚的伝達方法等の伝達手段の強化に努める。

第3 津波避難施設等の整備

1 掛川市国土強靱化地域計画による津波避難施設等の整備

市は、津波による災害の発生を予防し又は軽減するため、「掛川市国土強靱化地域計画」に基づき下記の施設整備等を実施する。

- (1) 津波により海岸保全施設が被災した場合でも、その復旧を迅速に行うことができるようあらかじめ対策をとるとともに、効果を十分発揮するよう維持管理する。
- (2) 市は、避難地(屋内施設含む)・津波避難施設の整備にあたり、できるだけ津波の浸水の危険性が低く、かつ避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によっては更なる避難が可能となる場所に整備するよう努める。
- (3) 市は、避難路・避難階段の整備に当たってはその周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。
- (4) 避難地(屋内施設含む)・津波避難施設を津波による浸水の恐れがある場所に整備する場合は、想定浸水深を十分考慮した高さに避難者を受入る部分が配置され、かつ、その部分までの避難上有効な階段その他の経路を備えた施設等を整備する。
- (5) 市は、地域住民の津波からの円滑な避難を確保するため、要避難地区等における水道管の破損を防止する措置(耐震性を備えた管路及び配水池緊急遮断弁の整備等)に努める。
- (6) 市は、避難場所の整備にあたり、できるだけ津波の浸水の危険性が低く、かつ避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によっては更なる避難が可能となる場所に整備するよう努めるものとし、避難路・避難階段の整備に当たってはその周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。
- (7) 津波を防ぐ施設に関して、耐震性を確保(液状化対策等)し、津波が施設を乗り越えた場合にも粘り強く減災効果を発揮する構造(耐浪性があり、洗屈されにくい構造)への改良を行う。管理施設については、定期的に点検を行うものとする。
また、樋管等の閉門の自動化を推進するものとする。

事業名	事業概要	備考
津波避難施設等整備事業費補助金	経費の1/3以内、1,000万を限度に補助金を交付	H23～

2 津波避難ビル等の指定

市は、避難場所への避難が困難な地域の避難者や、避難が遅れた避難者が緊急に避難するために、津波浸水予想図等を踏まえて、津波避難ビル等の指定及び見直しを行う。

(1) 津波避難ビル等の条件

避難ビル等の指定については、次の条件に留意する。

- ア 原則としてRC又はSRC構造であること。
- イ 建物は十分な耐震性・耐浪性を有すること。
- ウ 進入口への円滑な誘導が可能であること。

なお、上記条件以外にも、下記の条件を満たすことが望ましい。

- エ 避難レベルの面の高さが想定浸水深に+3メートル以上が確保できる建築物であること。

オ 外部から避難が可能な階段があること。

カ 長期的な孤立を防ぐため、津波終息後に極力早期に安全な地域からのアクセスが確保されること。

(2) 津波避難ビル等の充足状況の確認

市は、避難が想定される地区の住民、就業者、観光客、幹線道路通行者等に対する津波避難ビル等の収容状況を確認し、不足する場合は、新たな指定や整備について検討する。

3 避難路（避難経路）の確保

東日本大震災における避難では、車避難による混雑・渋滞でスムーズな避難ができず、特に津波避難における避難路が明確でなかったことも避難混乱をきたした要因とされている。

市及び自主防災会は、次の要件を満たす避難路（避難経路）を選定するとともに、関係機関と協力して整備を推進する。

(1) 十分な幅員があること。

(2) 万一に備えた複数路の確保。

(3) 津波、崖崩れ等の危険箇所を通過しない経路の選定。

(4) 海岸沿い・河川の河口沿いの道路は極力避けること。

(5) 高台等の避難場所・避難目標地点へ向け、極力直線的であること。

(6) 自動車での避難が想定される場合は、極力歩車分離とし、自動車を路側に置いても緊急車両が通行可能な幅員であること。

(7) 救出や二次的な避難を考慮し、極力周辺地盤より高い路面高を確保すること。

資料編 3-2-1 避難所

第3章 災害応急対策

津波災害が発生した場合の市、県、防災関係機関、事業所及び、市民等の災害応急対策について定める。なお、ここに定めのないものについては、「地震対策編」に準ずる。

第1節 防災関係機関の活動

【担当班：全班】

<計画作成の主旨>

津波発生時の市、防災関係機関の災害応急対策の組織、要員の確保及び活動の概要について定める。

<計画の内容>

第1 初動対応の基本的考え方

市及び防災関係機関においては、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及び必要な人的・物的資源を優先的に配分する。

第2 津波注意報・警報発表時

1 防災体制の確保

市長は、津波注意報・警報が発表されたとき、指定した参集先に職員を参集させ、応急対策を的確に実施するとともに、必要に応じて事前警戒体制を迅速に設置できるよう準備する。

資料編 1-1-8 配備基準及び出動計画

2 応急対策の内容

市が、津波注意報・警報が発表された時に実施する応急対策の主な内容は次のとおりである。

- (1) 津波注意情報・警報の市民等への伝達、津波防災上必要な情報の収集及び伝達並びに県や防災関係機関との情報の共有
- (2) 津波注意報・警報発表時の応急対策上必要な事項、公共交通機関の運行状況、交通情報、生活関連情報、冷静な行動等の広報
- (3) 備蓄物資・資機材の確認・点検、必要に応じて施設等の点検・安全措置の準備
資料編 2-2-1 防災拠点における資機材の整備状況
- (4) 交通渋滞、帰宅困難者の発生等の社会的混乱の防止措置
- (5) 県及び防災関係機関が実施する応急対策の連絡調整
資料編 4-3-2 災害対策関係機関一覧表
- (6) 物資等の調達協定締結者との連絡体制の確保、物資調達の準備要請
資料編 3-3-2 物資協定業者一覧表

- (7) 消防職員の参集等防災体制の確保、水防団員（消防団員）の連絡体制の確保
- (8) 必要に応じて要配慮者等の避難のための避難所の開設
- (9) 必要に応じて事前警戒体制の設置準備
- (10) 県への要請・報告等県との応急対策活動の連携
 - ア 必要に応じ、応急対策の円滑な実施のため県職員の派遣等必要な事項を要請する。
 - イ 必要に応じ、交通規制その他社会秩序の維持を県公安委員会に要請する。
 - ウ 市民等の避難の状況及び応急対策の実施状況を県に報告する。
- (11) その他津波防災応急対策の円滑な実施のための準備

3 消防、水防機関の措置

- (1) 消防本部は、職員の招集、情報収集・伝達、消火・救助活動体制の準備、出火防止のための広報等
- (2) 水防団（消防団）は、団員の連絡体制の確保
- (3) 必要に応じて市民等の避難誘導

4 職員の動員（配備）計画

(1) 動員範囲

市長は、職員やその他の応急対策要員に市役所及び該当支部に参集するように指令する。なお、職員等は注意報・警報が発表されたことを知ったときは、動員指令を待つことなく、自らの判断で参集すべき場所に赴くよう努めるものとする。ただし、津波被害が想定される支部については警報解除後に各支部へ参集するものとする。

(2) 連絡方法

- ア 勤務時間内
 - 庁内放送による
- イ 勤務時間外
 - ・同時通報用無線・戸別受信機（防災ラジオ）による一斉放送
 - ・広報車（庁用車及び消防車）による広報
 - ・電話・携帯メール

第3 大津波警報発表時

1 市災害対策本部

市長は、大津波警報が発せられたときは、市災害対策本部を設置する。

2 掛川市災害対策本部の設置

- (1) 市長は、市の全域にわたって津波災害が発生したとき、若しくは津波が発生し災害応急対策を実施する必要があると認めたとき、掛川市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置する。

(2) 事前警戒体制から災害対策本部に移行する場合、事務の継続性の確保に配慮する。

(3) 災害対策本部の設置については、県及び防災関係機関と一体となった体制が整うよう配慮する。

事前配備、事前警戒体制及び災害対策本部の職員配備体制の基準・内容は以下に示すとおりである。

区分	配備基準	配備内容	体制	市民	
災害対策本部運営要領による配備	事前配備体制	(1) 津波注意報 (0.2～1.0m) が発表されたとき (2) 南海トラフ地震臨時情報 (調査中) が発表されたとき	(1) 出動した職員を、危機管理課まで報告。 (2) 各担当の状況確認等の実施。 (3) 一定時間ごとに、防災会議室の打ち合わせに出席し、状況報告と全体状況の把握。 (4) 状況を PC に随時、入力。	管理調整担当、情報担当、支所参集 (※1)	津波注意報の場合は沿岸付近にいる人は避難指示発令により避難
	事前警戒体制	(1) 津波警報 (1.0～3.0m) が発表されたとき (2) 南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意) が発表されたとき (※2)	(1) 要配慮者等への避難連絡の実施。 (2) 該当する支部の開設。	上記体制に総務担当を加え、それらの班長及び副班長、支部員 (大東・大須賀地区の該当する支部※2) 参集	避難指示発令により避難
	災害対策本部体制	(1) 大津波警報 (3.0～10.0m) が発表されたとき (2) 南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒) が発表されたとき (※2)	(1) 各班のマニュアルによる活動の実施。 (2) 関係機関、協定締結先への応援要請。 (3) 被害状況の取りまとめ。	本部員全員、支部員 (大東、大須賀地区の該当する支部※3) 参集	避難指示発令により避難 南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒) のみの場合、市内全域に高齢者等避難の発令

(※1) 災害の状況に応じ、各担当班長の指示により、配備体制を強化する。

(※2) 本体制は1週間継続することから、一定規模参集後に応援班を交えたローテーションによる体制を構築する。

(※3) 千浜小学校支部、大浜中学校支部、横須賀高校支部、大淵小学校支部、横須賀小学校支部、大淵農村環境改善センター支部、大須賀中央公民館支部、三五教支部、南体育館支部

3 災害対策本部機能の代替え

(1) 災害対策本部の設置場所

災害対策本部の設置場所は、市庁防災会議室とする。

(2) 災害対策本部長等の代理順位

災害対策本部等は、市長が不在の場合は、次の順位によりその職務を代行する。

	第1順位	第2順位	第3順位
災害対策本部	市長	副市長	教育長

4 災害対策本部組織

(1) 組織

災害対策本部の組織は地震対策編 第5章 第1節防災関係機関の活動第2「市の活動」4「災害対策本部の組織」の定めに準ずる。

(2) 交替方法

市災害対策本部は、大津波警報発表から発生まで1日以内の場合は全本部員待機の体制をとり、1日をこえる場合は昼間と夜間の交替制をとる。

5 所掌事務

災害対策本部の編成及び運営は、掛川市災害対策本部条例（平成17年4月1日掛川市条例第80号）及び掛川市災害対策本部運営要領の定めるところによる。

(1) 災害対策本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。

- ア 津波情報、その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達
- イ 災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報
- ウ 消防、水防、その他の応急措置
- エ 被災者の救助、救護、その他の保護
- オ 施設及び設備の応急復旧
- カ 防疫その他の保健衛生
- キ 避難指示又は警戒区域の設定
- ク 緊急輸送の実施
- ケ 被災者等に対する食料、飲料水及び日用品の確保、配給
- コ 県への要請、報告等、県との災害応急対策の連携
- サ 自主防災組織との連携及び指導
- シ ボランティアの受入
- ス その他津波防災上の措置

(2) 消防並びに水防関係機関の実施事項

消防本部等は、災害対策本部並びに関係機関と緊密に連携し、次の事項を行う。

- ア 消防本部及び消防署
 - ・被害状況等の情報の収集と伝達
 - ・消火活動、水防活動及び救助活動
 - ・地域住民等への避難指示の伝達
 - ・火災予防の広報
- イ 消防団（水防団）
 - ・被害状況等の情報の収集と伝達
 - ・消火活動、水防活動及び救助活動
 - ・避難地の安全確保及び避難路の確保
 - ・地域住民等の避難地への誘導
 - ・危険区域からの避難の確認
 - ・自主防災組織との連携、指導、支援

6 職員の動員（配備）

災害対策本部員（支部員）及びその他の職員の動員については、掛川市災害対策本部運営要

領に基づく地震、津波、水害、土砂災害時の出動基準に従い、情報収集に努め、適切な状況判断を行い参集する。

資料編 1-1-1 職員出動基準

7 消防団員の動員

市長は、災害の発生のおそれがあるとき、又は災害が発生し、応急措置の実施が必要であると認めるときは、消防団長に対し出動を命ずる。

8 防災会議の開催等

- (1) 災害対策本部が設置された場合、必要に応じ、防災会議を開催し、災害応急対策の連絡調整、応急対策の計画作成、災害応急対策の実施推進を行う。
- (2) 招集される防災会議の委員は、災害応急対策の内容に応じて防災会議の会長が必要と判断した範囲とする。
- (3) 防災会議の委員は、災害対策本部との連絡を図るため、必要に応じ職員を災害対策本部へ派遣する。
- (4) 防災会議の運営に当たっては、市災害対策本部の本部員会議との継続性の確保について配慮する。

資料編 1-1-1 掛川市防災会議条例

資料編 1-1-2 防災会議編成表

資料編 1-1-3 掛川市災害対策本部条例

資料編 1-1-4 掛川市災害対策本部運営要領

資料編 1-1-5 掛川市災害対策本部組織図

資料編 1-1-6 掛川市災害対策本部事務分掌

資料編 1-1-7 災害対策支部一覧表

資料編 1-1-8 配備基準及び出動計画

第4 警察（掛川警察署）の活動

掛川警察署は、津波による重大な被害が発生し、または発生するおそれがある場合は、非常招集の規定に基づき職員を招集し、災害警備本部等の設置、被害情報の収集活動、被害者の救出・救助活動等、所要の災害警備活動を行う。

主な活動は次のとおり。

- 1 津波関連情報（交通情報）の収集・提供（県警ヘリコプターによる偵察を含む）
- 2 救出・救護
- 3 遺体の検視・見分
- 4 避難指示の伝達、退去の確認、避難地・避難所・救護所の安全確保、秩序維持
- 5 警戒区域の防犯パトロール
- 6 社会秩序維持等のための取締り等
- 7 交通路、避難路、緊急輸送路の確保

第5 防災関係機関の活動

防災関係機関が、災害応急対策として講ずる主要な措置事項は次のとおりである。

1 指定地方行政機関

機関名	災害応急対策として講ずる措置
財務省東海財務局 (静岡財務事務所)	<p>(1) 被災者の資金需要状況等に応じ、適当と認められる機関又は団体との緊密な連絡をとりつつ、民間金融機関、保険会社及び証券会社等に対して、災害関係の融資、預貯金の払い戻し及び中途解約、手形交換、休日営業等、保険金の支払い及び保険料の支払い猶予、営業停止等における対応等の業務に対して適時的確な措置を講ずるよう要請。</p> <p>(2) 地方公共団体において国有財産(普通財産)を災害応急対策の実施の用に供するときは、当該地方公共団体に対する無償貸付けの適切な措置。</p>
総務省東海総合通信局	電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常通信の監理
厚生労働省静岡労働局 (磐田労働基準監督署)	<p>(1) 事業所等の被災状況の把握</p> <p>(2) 大型二次災害発生のおそれのある事業所に対する災害防止の指導</p>
農林水産省関東農政局 静岡県拠点	食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握
国土交通省中部地方整備局(浜松河川国道事務所、清水港湾事務所)	<p>管轄する河川、道路、港湾について管理を行うほか次の事項を行うよう努める。</p> <p>(1) 施設対策等</p> <p>ア 河川管理施設等の対策等</p> <p>イ 道路施設対策等</p> <p>ウ 港湾施設対策等</p> <p>エ 営繕施設対策等</p> <p>オ 電気通信施設対策等</p> <p>(2) 初動対応</p> <p>地方整備局災害対策本部等からの指示により大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、緊急調査の実施、二次災害の防止、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被害状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。</p> <p>(3) 災害対策用建設機械等の出動及び管理</p> <p>(4) 他機関との協力</p> <p>(5) 広報</p>
国土交通省中部運輸局 (静岡運輸支局)	<p>(1) 陸上輸送に関すること</p> <p>ア 緊急輸送の必要性があると認める場合は、自動車輸送事業者に対する輸送力の確保に 関しての措置</p> <p>イ 市からの要請に対する車両等の調達のあっせん</p> <p>(2) 海上輸送に関すること</p> <p>ア 県内海上輸送事業者に対する緊急海上輸送の協力要請</p> <p>イ 県内船舶が使用できない場合の他県に対する支援要請</p>

津波対策編 第3章 災害応急対策 第1節 防災関係機関の活動

機関名	災害応急対策として講ずる措置
海上保安庁第三管区海上保安本部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 在港船舶及び沿岸住民に対する津波警報等の伝達周知 (2) 海難等の海上における災害時の安全確保 (3) 巡視船艇による主要港湾等の被害調査 (4) 危険物積載船及び在港船等の保安のための避難勧告、入港制限、移動命令、航行制限、荷役の中止勧告等海上交通の安全確保に必要な措置 (5) 船舶交通安全のための水路の検測及び応急航路標識の設置 (6) 海上における災害に係る救助・救急活動 (7) 船艇による沿岸周辺海域における治安の維持
環境省 関東地方環境事務所	<ul style="list-style-type: none"> (1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 (2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 (3) 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等
環境省 中部地方環境事務所	<p>廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</p>
防衛省 南関東防衛局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 所管財産使用に関する連絡調整 (2) 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整 (3) 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援
林野庁関東森林管理局 (天竜森林管理署)	<p>市及び県からの要請に対する災害復旧用材（国有林材）の供給</p>
国土地理院 中部地方測量部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。 (2) 国土地理院が提供及び公開する防災関係情報の活用を図る。 (3) 地理情報システムの活用を図る。
気象庁東京管区气象台 (静岡地方气象台)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報等の発表又は通報並びに解説 (2) 異常現象（異常水位、潮位、地すべり、土地の隆起等）に関する情報が発見者又は行政機関から通報された場合、気象庁への報告及び適切な措置 (3) 必要に応じて気象警報・注意報等の発表基準の引き下げを実施する。 (4) 災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。

2 指定公共機関

機関名	災害応急対策として講ずる措置
日本郵便株式会社東海支社	<p>(1) 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策の実施</p> <p>ア 被災者に対する郵便はがき等の無償交付</p> <p>イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除</p> <p>ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除</p> <p>エ 被災者救助団体に対するお年玉はがき寄附金の配分</p> <p>(2) 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。</p>
東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社	<p>(1) 災害時における応急救護活動</p> <p>(2) 応急復旧用資材等の確保</p> <p>(3) 危険地域の駅等の旅客等について、関係市町と協議した避難地への避難、誘導</p> <p>(4) 鉄道施設の早期復旧</p>
西日本電信電話株式会社(静岡支店)、株式会社NTT東海支社(静岡支店)	<p>(1) 防災関係機関の重要通信の優先確保</p> <p>(2) 被害施設の早期復旧</p> <p>(3) 災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板 web171及び災害用音声お届け、災害用音声お届けサービスの提供</p>
日本赤十字社(静岡県支部)	<p>(1) 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること</p> <p>(2) 血液製剤の確保及び供給のための措置</p> <p>(3) 被災者に対する救援物資の配布</p> <p>(4) 義援金の募集</p> <p>(5) 災害救助の協力奉仕者の連絡調整</p> <p>(6) その他必要な事項</p>
日本放送協会(静岡放送局浜松支局)	<p>(1) 災害時の混乱防止、民心の安定及び災害の復旧に資するための有効適切な関連番組の編成</p> <p>(2) 被害状況、応急対策の措置状況、復旧の見込み等に関する迅速かつ的確な放送の実施</p> <p>(3) 地方公共団体及び関係機関からの要請に基づく気象、地象に関する予報、警報、警告等の有効適切な放送</p>
中日本高速道路株式会社(静岡保全・サービスセンター(東名)、浜松保全・サービスセンター(新東名))	<p>(1) 交通状況に関する関係機関との情報連絡</p> <p>(2) 緊急輸送路確保のための応急復旧作業の実施</p> <p>(3) 県公安委員会が行う緊急交通路の確保に関する交通規制への協力</p> <p>(4) 地震発生時に消防機関が行う消火活動、救助活動への協力</p>
岩谷産業株式会社 アストモエネルギー株式会社 株式会社ジャパンガスエナジー ENEOS グローブ株式会社 ジクシス株式会社	<p>LPガスタンクローリー等によるLPガス輸入基地、2次基地から充填所へのLPガスの配送</p>

機関名	災害応急対策として講ずる措置
日本通運株式会社（浜松支店） 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	緊急輸送車両の確保及び運行
中部電力株式会社 中部電力パワーグリッド株式会社（掛川営業所・島田電力センター）	（１）電力施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報 （２）施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ等を利用したの広報
KDDI株式会社（中部総支社） ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	重要な通信を確保するために必要な措置の実施
一般社団法人日本建設業連合会中部支部 一般社団法人全国中小建設協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社 ユニー株式会社 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート 株式会社セブン&アイ・ホールディングス	（１）地方公共団体からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施 （２）被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する

3 指定地方公共機関

機関名	災害応急対策として講ずる措置
一般社団法人静岡県医師会（一般社団法人小笠医師会） 一般社団法人静岡県歯科医師会（小笠掛川歯科医師会） 公益社団法人静岡県薬剤師会（小笠袋井薬剤師会） 公益社団法人静岡県看護協会（静岡県看護協会中東遠支部） 公益社団法人静岡県病院協会（静岡県病院協会西部支部）	（１）医療救護施設における医療救護活動の実施 （２）検案（公益社団法人静岡県薬剤師会及び公益社団法人静岡県看護協会を除く。） （３）災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会）

都市ガス会社（中遠ガス株式会社）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 原料貯槽、ガスホルダー等主要施設における流失防止のための緊急遮断 (2) 需要家へのガス栓の閉止等の広報及び被害状況の把握と製造、供給制限 (3) 必要に応じて代替燃料の供給 (4) 災害応急復旧の早期実施
一般社団法人静岡県LPガス協会（西部支部）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 需要家へのガス栓の閉止等の広報 (2) 必要に応じた代替燃料の供給の協力
しずてつジャストライン株式会社、天竜浜名湖鉄道株式会社、遠州鉄道株式会社	災害発生の防衛及び災害の拡大防止のための緊急措置の実施
民間放送機関（静岡放送株式会社・株式会社テレビ静岡・株式会社静岡朝日テレビ・株式会社静岡第一テレビ・静岡エフエム放送株式会社）	あらかじめ県と締結した災害時における放送要請に関する協定に基づく放送
一般社団法人静岡県トラック協会（中遠支部）	協会加盟事業所からの緊急通行車両の確保及び運行
土地改良区（大井川右岸土地改良区、牧之原畑地総合整備土地改良区）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 用水の緊急遮断 (2) 災害応急復旧の実施 (3) 地震発生時に消防機関が行う消火活動への協力
一般社団法人静岡建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
富士山静岡空港株式会社	大規模な広域防災拠点としての応援部隊等の受入支援

機関名	災害応急対策として講ずる措置
掛川市農業協同組合 遠州夢咲農業協同組合	食料及び緊急物資の調達に対する協力
掛川商工会議所 掛川みなみ商工会	食料及び緊急物資の調達に対する協力
掛川建設業協同組合 大東町建設事業協同組合 大須賀町建設事業協同組合	人命救助、道路整備、倒壊家屋の撤去等の活動に必要な重機材の提供と協力
掛川観光協会（掛川支部、大東支部・大須賀支部）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 観光事業者の被害状況のとりまとめ (2) 観光客及び観光施設の被害のとりまとめ
交通安全協会掛川地区支部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 交通規制等の役務提供 (2) 路側における広報活動時の役務提供
社団法人日本下水道管路管理業協会	下水道管の被災状況調査、応急復旧活動の協力
掛川市上下水道組合 掛川市管工事業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> (1) 給水活動への協力 (2) 災害時における応急復旧対策についての協力

第6 県との連携

市は、県による現地災害対策本部が設置された際には、現地災害対策本部との連携を密にして円滑な応急対策を推進する。

また、様々な災害の様態に的確に対応するため、県をはじめとする他関係機関とも積極的に連携をとるなど情報の共有化に努める。

第2節 情報活動

【担当班：管理調整担当、総務班、情報班、調査班】

<計画作成の主旨>

津波による被害を最小限にとどめるためには、情報を一刻も早く地域住民等に伝達することが重要である。

そのため、情報の収集伝達を迅速かつ的確に実施するため、県、市及び、防災関係機関の連携の強化による情報の一元化を図り緊密な連携の下災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する。

なお、南海トラフ地震臨時情報発表時における情報の収集及び伝達体制については、「地震対策編第4章第15節南海トラフ地震臨時情報への対応」を参照のこと。

<計画の内容>

第1 情報等の種類

1 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

- (1) 気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を発表する。

なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

- (2) 津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。

- (3) 地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分以内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられるおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的な表現で発表する。この場合は、地震発生からおよそ15分程度で求められる、精度の良い地震規模（モーメントマグニチュード）をもとに、予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

ア 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さの予想区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合に取るべき行動
			数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	海の中にいる人はただちに海から上がって海岸から離れる。 海水浴や磯釣りは危険なので行なわない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位の差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

イ 津波警報等の留意事項

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- ・津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行なう。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行なう場合がある。

2 津波予報区・津波情報の種類

日本の沿岸は66の津波予報区に分けられている。そのうち、掛川市が属する津波予報区、津波情報の種類は、以下のとおりである。

津波予報区名	区域	津波警報等を発表する官署
静岡県	静岡県	気象庁

3 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

(1) 津波情報の種類と発表内容

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または2種類の定性的表現で発表[発表される津波の高さの値は、「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」参照]
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※2)
津波に関するその他の情報	津波に関するその他の必要な事項を発表

※1 津波観測に関する情報の発表内容

沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。

最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(2) 最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報 (特別警報)	観測された津波の高さ > 1 m	数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 1 m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2 m	数値で発表
	観測された津波の高さ < 0.2 m	「観測中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

※2 沖合の津波観測に関する情報の発表内容

沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ)を津波予報区単位で発表する。

最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)または「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができて他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

(3) 最大波の観測値及び推定値の発表内容（沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点）

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報 (特別警報)	沿岸で推定される津波の高さ > 3 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 1 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

(4) 津波情報の留意事項等

ア 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

イ 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

ウ 津波観測に関する情報

津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。

場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりもさらに大きな津波が到達しているおそれがある。

エ 沖合の津波観測に関する情報

津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。

津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に到着するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

4 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

(1) 津波予報の発表基準と発表内容

発表基準	発表内容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
0.2m未満の海面変動が予想されるとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところで0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応が必要ない旨を発表
津波警報等の解除後も海面変動が継続する	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続

とき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表
------------------------	---

5 津波に関する特別警報

気象庁はこれまで、大雨、地震、津波、高潮などにより重大な災害の起こるおそれがある時に、警報を発表して警戒を呼びかけていた。これに加え、この警報の発表基準をはるかに超える津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼び掛ける。

津波に関する特別警報は、名称に「特別警報」は用いず、従来どおりの名称で発表される。例えば、大津波警報が発表された時は、それが津波に関する特別警報が発表されたという意味を持つ。

＜特別警報の創設による津波警報体系＞

3 m以上	特別警報	大津波警報
1 m～3 m	警報	津波警報
20cm～1 m	注意報	津波注意報
若干の海水面変動（津波無）	予報	津波予報

6 緊急放送

気象庁では津波警報が発表された場合の「とるべき行動」として「沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所に避難してください」とし、「津波警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください」としている。

津波警報が発表された場合には緊急警報放送が行われる（放送法施行規則 82 条）。

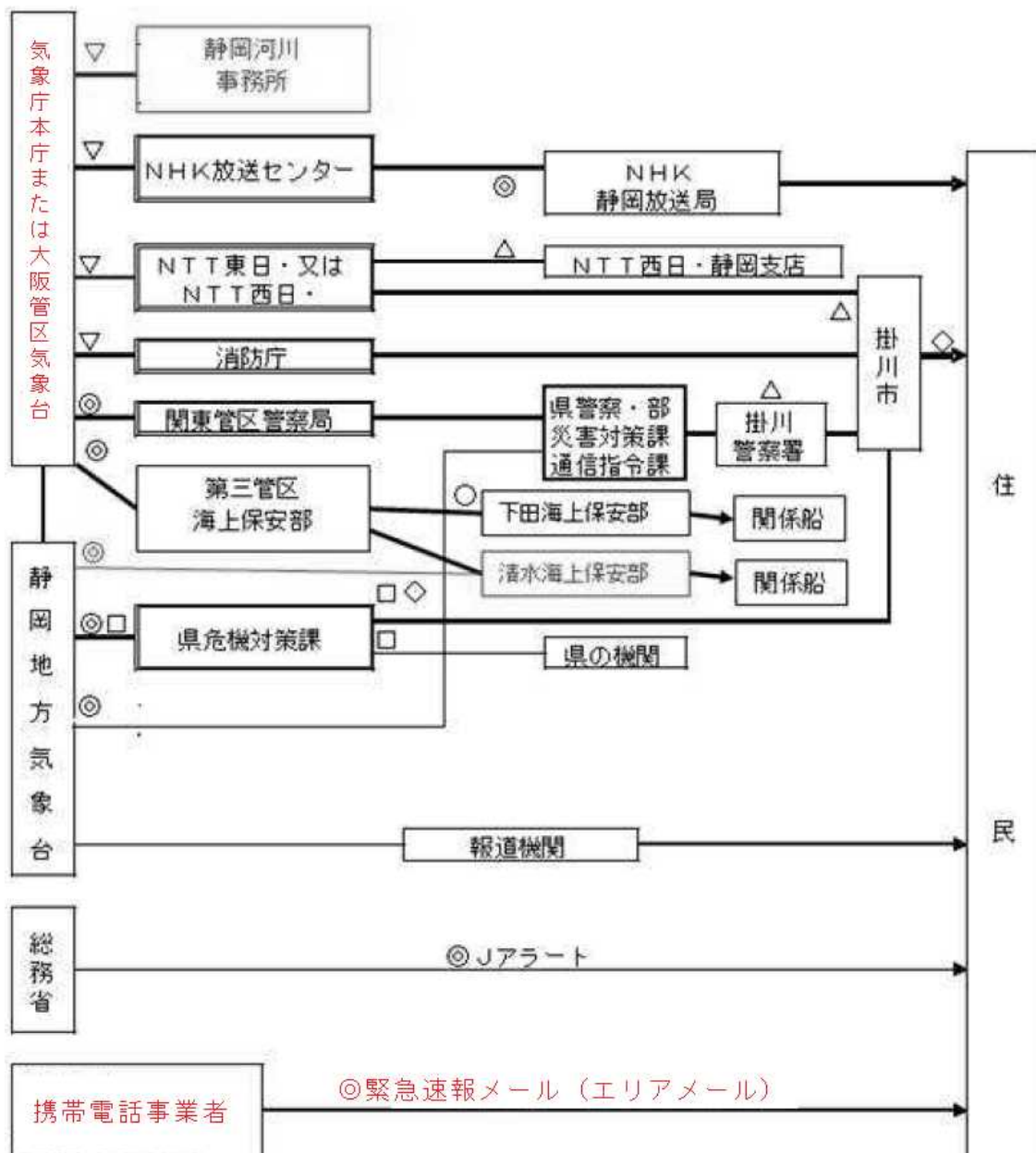
＜大津波警報・津波警報・津波注意報の表示＞

放送機関	大津波警報	津波警報	津波注意報	その他
NHK及び 民法各局	■ 紫色	■ 赤色	■ 黄色	陸地は■ 灰色、海は ■ 濃い青色で表す。

第2 注意報、津波警報及び大津波警報等の受理、伝達、周知

1 津波情報等の伝達系統図

津波情報等の伝達系統は次による。




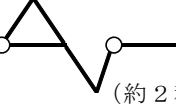

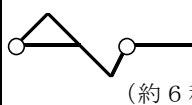

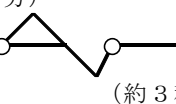

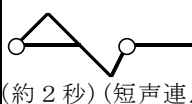
- ◎防災情報提供システム
- 専用電話
- △加入電話・FAX
- ▽オンライン（アデス経由）
- 県防災行政無線
- ◇市町村防砂行政無線

—— 法令（気象業務法等）による通知系統

—— 地域防災計画、行政協定による通知系統

□ 法令により、気象官署から警報事項を受領する機関（警報のみ伝達確認を行う機関）

注）特別警報が発・われた際に、県から市への通知、及び市から住民への周知の措置が義務付けられている。

津波注意報標識			津波警報標識		
標識の種類	標 識		標識の種類	標 識	
	鐘音	サイレン音		鐘音	サイレン音
津波注意報標識	(3点と2点との斑打) 	(約10秒)  (約2秒)	津波警報標識	(2点) 	(約5秒)  (約6秒)
津波注意報及び津波警報解除標識	(1点2固と2点との斑打) 	(約10秒) (約1分)  (約3秒)	大津波警報標識	(連点) 	(約3秒)  (約2秒) (短声連点)

(注) 1 「津波無し」の津波注意報を行った場合は、標識を用いない。

2 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

(注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

沿岸市町一覧表 (令和6年3月5日現在)

地域局	沿岸・市町一覧表						沿岸市町	津波避難計画策定済みの市町
賀茂	下田市	東伊豆町	河津町	南伊豆町	松崎町	西伊豆町	6	6
東部	沼津市	熱海市	伊東市	富士市	◎伊豆市		5	5
中部	静岡市	焼津市	牧之原市	吉田町			4	4
西部	浜松市	磐田市	掛川市	袋井市	湖西市	御前崎市	6	6
計							21	21

(注) 1 沿岸市町は、海面監視を行う。

2 の市町は津波災害警戒区域 (イエローゾーン) の指定があった市町

3 ◎の市町は津波災害特別警戒区域 (オレンジゾーン) の指定があった市町

2 注意報、津波警報及び大津波警報等の受理、伝達、周知

(1) 市は、気象庁が発表した津波情報等について、県 (災害対策本部西部方面本部) 等を経由する連絡網等により収集する。

(2) 災害対策本部設置前においては、危機管理課において受理する。

勤務時間外及び休日等においては、原則として当直者等在庁職員が行う。

(3) 市は、津波に関する情報を受領した場合は、直ちに、その内容のラジオ、テレビ等の報道特に注意するとともに、警察署及び消防本部と連絡を密にし、的確な津波情報の把握に努める。

(4) 情報の伝達

津波情報等は、庁内放送や同時通報用無線、市ホームページ、広報車等を活用して、職員、市民等に対して周知徹底を図る。

ア 大津波警報 (津波特別警報)

イ 地震及び津波情報

ウ 発生が予想される災害の内容 (津波情報が未発表のとき)

3 津波防災活動に関する情報の収集及び伝達

(1) 津波警報、大津波警報の応急対策及び津波防災応急対策を迅速かつ円滑に実施するための措置として、収集及び伝達すべき情報について、その種類、優先順位、取扱い課等は、マニュアル編（本部活動マニュアル：情報活動マニュアル5・6）に則り実施する。

また、地域における情報収集責任者は、迅速・的確な情報の収集に当たる。

情報の種類の主なものは、次のとおりである。

ア 避難の状況

イ 交通機関の運行及び道路交通の状況

ウ 防災関係機関の津波警報、大津波警報発表時の応急対策及び地震防災応急対策の実施状況

エ ガス、水道、電気等生活関連施設の運営状況

オ 情報の変容、流言等の状況

カ 市民生活、社会・経済活動等の状況

キ 避難の指示又は警戒区域の設定（津波防災応急対策実施時のみ）

ク 消防（水防）職員・団員等の配備命令（津波防災応急対策実施時のみ）

ケ 地域内事業所等に対する津波防災応急対策の実施の指示等（津波防災応急対策実施時のみ）

(2) 地域の情報収集伝達責任者

地域の情報収集伝達責任者は、地震編 第4章第2節第2「掛川市 2 地震防災活動に関する情報の収集及び伝達(2)」の定めに準ずる。ただし、責任者は、必要により自主防災組織の長に応援を要請する。

4 県災害警戒本部等に対する報告

津波注意報発表時から解除されるまでの間において、県警戒本部等への報告は、西部方面本部を通じて、情報班が速やかに行う。

その主なものは、次のとおりである。

(1) 避難の状況（本部活動マニュアル様式22）

(2) 市において、津波警報・大津波警報発表時に実施する応急対策及び地震防災応急対策の実施状況（本部活動マニュアル様式27）

5 情報の収集及び伝達基本ルート図

資料編のとおり

資料編 3-1-1 情報の収集及び基本ルート図

第3 災害情報の収集

津波災害情報の収集は、地震対策編第5章第2節第4「災害情報の収集」の定めに準ずる。

第4 情報伝達の手段

津波情報伝達の手段は、地震対策編第5章第2節第5「情報伝達の手段」の定めに準ずる。

資料編 3-1-2 掛川市防災行政無線管理運用規程

資料編 3-1-3 防災行政無線施設の整備状況一覧表

資料編 3-1-4 消防無線施設の整備状況一覧表

資料編 3-1-5 災害時優先電話、特設公衆電話設置箇所一覧表

資料編 3-1-6 同報無線放送基準・J-ALERT 放送項目

第5 報告及び要請事項の処理

報告及び要請事項の処理は、地震対策編第5章第2節第6「報告及び要請事項の処理」の定めに従う。

資料編 4-1-1 被害程度の認定基準

資料編 4-2-1 一般、地震災害共通様式

資料編 4-2-3 地震災害関係様式

第3節 広報活動

【担当班：情報班】

<計画作成の主旨>

市と県及び報道関係機関、防災関係機関との協力体制を定め、市民に正しい情報を正確かつ迅速に提供し、民心の安定を図るとともに、的確な災害応急対策がなされるよう必要な広報について定める。

広報の際には、高齢者、障がいのある人、外国人等要配慮者に配慮する。

また、市外に避難する被災者に対して、必要な情報等を容易かつ確実に受け取ることができる体制の整備を図る。

<計画の内容>

第1 掛川市

掛川市の広報活動は、地震対策編第5章第3節第1「掛川市」の定めに従う。

第2 防災関係機関

防災関係機関の広報活動は、地震対策編第5章第3節第2「防災関係機関」の定めに従う。

第3 市民が災害応急対策上必要な情報を入手する方法

市民が災害応急対策上必要な情報を入手する方法は、地震対策編第5章第3節第3「市民が災害応急対策上必要な情報を入手する方法」の定めに従う。

第4節 災害の拡大防止活動

【担当班：総務班、土木班、福祉班、消防班】

<計画作成の主旨>

災害の拡大を防止するため消防活動、水防活動、救出活動及び被災建築物等に対する安全対策について、市、消防機関、自主防災組織並びに市民が実施すべき事項を示す。特に海岸保全施設等に被害があった地域では二次災害の防止に十分留意する。

<計画の内容>

第1 消防活動

災害の拡大防止における消防活動は、地震対策編第5章第6節第1「消防活動」の定めに準ずる。

第2 水防活動

津波に対する水防活動の概要を示す。

なお、水防活動のための水防組織並びに水防活動の具体的内容については、市及び県の水防計画の定めるところによる。

1 水防管理者及び水防管理団体の活動

- (1) 津波の襲来が予想され、著しい危険が切迫していると認められるときは、市長の命を受けた職員又は水防管理者は、必要とする区域の居住者に対し避難の呼びかけを行う。なお、呼びかけを行った旨を当該地域を管轄する警察署長に通知する。
- (2) 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防上危険な個所を発見したときは、直ちに関係機関及び当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を要請し、緊急を要する場合は、水防団員等の安全を確保した上で必要な措置を行い、被害が拡大しないよう努める。
- (3) 河川、水門、樋門等の管理者は被害状況を把握し、直ちに関係機関に通報するとともに必要な応急措置を講ずる。

2 水防活動の応援要請

- (1) 水防管理団体は、相互に協力するとともに、必要に応じ応援を要請する。
 - ア 水防管理者は、水防上必要があるときは、あらかじめ相互に協定した隣接水防管理者に対し応援を要請する。
 - イ 水防管理者は、必要があれば市長に対し応援を求める。
 - ウ 水防管理者は、水防のために必要があるときは、警察署長に対して、警察官の出動を要請する。
- (2) 市長は、必要があるときは、次の事項を示し、西部方面本部を通じて県に自衛隊の派遣要請を要求する。
 - ア 応援を必要とする理由
 - イ 応援を必要とする人員、資機材等
 - ウ 応援を必要とする場所
 - エ 期間その他応援に必要な事項

(3) 水防区長は、管轄区域の相互応援についての調整を行うとともに、必要に応じ自衛隊及び警察官の出動を水防本部に要請する。

資料編 3-11-3 掛川市消防団（水防団）の位置及び管轄区域

第3 人命の救出活動

災害の拡大防止における人命の救出活動は、地震対策編第5章第6節第3「人命の救出活動」の定めに準ずる。

第4 被災建築物等に対する安全対策

被災建築物等に対する安全対策は、地震対策編第5章第6節第4「被災建築物等に対する安全対策」の定めに準ずる。

資料編 3-5-3 応急危険度判定士の状況

第5 災害危険区域の指定

災害危険区域の指定は、地震対策編第5章第6節第5「災害危険区域の指定」の定めに準ずる。

第6 複合災害軽減対策

複合災害軽減対策は、地震対策編第5章第6節第6「複合災害軽減対策」の定めに準ずる。

第5節 避難活動

【担当班：全班】

<計画作成の主旨>

津波災害時の避難対策及び避難生活の基本となる事項を示す。

<計画の内容>

第1 避難対策

1 避難対策の基本方針

- (1) 津波災害発生時においては、津波の要避難地区の住民等は、的確に状況を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、要避難地区外においても、建物倒壊その他の要因により、避難が必要となる場合がある。このため、市及び県は適切な措置を講じ、市民等の生命、身体の安全確保に努める。
- (2) 情報提供、避難誘導や避難生活の運営に当たっては、要配慮者等に配慮する。
- (3) 避難対策の周知に当たっては、市民においては、避難の際は、自らの身の安全を確保しつつ、可能な限り出火防止措置を施すとともに、地域の防災活動に参加することを啓発する。

2 情報・広報活動

- (1) 市、県及び防災関係機関は、津波に関する情報の収集及び伝達を的確に行い、その内容は本章第2節「情報活動」の定めに準ずる。
- (2) 市、県及び防災関係機関は、津波に関する情報を的確に住民に広報し、その内容は本章第3節「広報活動」の定めに準ずる。また、自主防災組織等の協力を得て、要配慮者への的確な情報提供に配慮する。
- (3) 市民は、適切な避難行動のため、同時通報用無線、テレビ、ラジオ等を通じ、可能な限り津波に関する情報を入手するように努める。

3 避難のための指示等

津波に伴う災害により、人命の保護又は被害の拡大の防止のため必要と認められる場合は、市民に対して速やかに避難指示を行う。

「指示」とは、災害の危険が目前に切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき。

(1) 避難指示を行う者

避難指示を発すべき権限のある者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害応急対策の第一義的な実施責任者である市長を中心として、相互に連携を図りながら実施する。

また、災害対策基本法第63条に規定する「警戒区域」への立入禁止・退去命令等についても適切に運用する。

ア 市長（災害対策基本法第60条）

イ 警察官又は海上保安官（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条）

ウ 知事又はその命を受けた県職員（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

エ 災害のため派遣を命じられた部隊等の自衛官（その場に警察官がいない場合に限る。〔自衛

隊法第94条〕)

実施責任及び区分等については次表のとおりとする。

実施責任者	災害の種類	内容	指示の実施要件	根拠法令
市長 (災害対策本部長)	災害全般	指示	人の生命又は身体を保護し、災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第60条
知事	災害全般	指示	災害の発生により、市がその全部又は大部分の事務を行うことが出来なくなったとき。	災害対策基本法第60条
知事又はその命令を受けた県職員	洪水・高潮・地すべり	指示	著しい危険が切迫しているとき。	水防法第29条 地すべり等防止法第25条
警察官	災害全般	指示命令	市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認められるとき又は市長から要求があったとき(指示)。 人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、特に急を要するとき(命令)。	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
海上保安官	災害全般	指示	市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認められるとき又は市長から要求があったとき(要求)。	災害対策基本法第61条
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛隊	災害全般	指示	災害により危険な事態が発生した場合で、警察官がその場にはいないとき。	自衛隊法第94条
水防管理者(市長)	洪水	指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第29条

(2) 市長、知事の役割

ア 市長は、津波による災害が発生するおそれがあり、市民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の市民等に対し避難指示を発令する。

イ 知事は、災害の発生により市長がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって、避難指示の発令(以下、「指示等」という。)をする。この場合、知事はその旨を公示する。

(3) 警察官の役割

警察官又は海上保安官は、市長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は市長から要請のあったときは、市民等に対して避難の指示をする。この場合、警察官又は海上保安官は、直ちに避難の指示をした旨を市長に通知する。

(4) 海上保安官の役割

海上保安官は、海上において人命を保護するため必要があると認めるとき、又は市長から要

求があったとき、若しくは市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるときは、船舶、乗組員、旅客、住民その他の者に対し、避難のための立ち退きの指示、その他の必要な措置をとる。

(5) 自衛官の役割

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、危険が切迫している市民等に対して、避難の措置を講ずる。この場合、自衛官は、直ちに避難の措置を講じた旨を防衛大臣の指定する者に報告する。

(6) 指示等の内容

避難の指示等を行う際は、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。

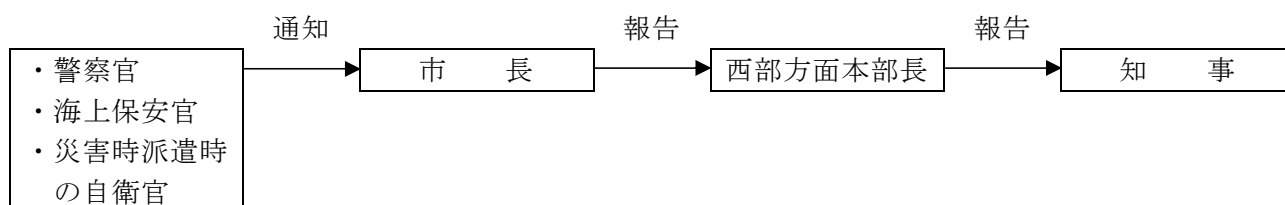
- ア 避難の指示等が出された地域名
- イ 避難路及び避難先
- ウ 避難時の服装、携行品
- エ 避難行動における注意事項

(7) 指示等の伝達方法

市長又は知事は、避難の指示等をしたときは、直ちに指示等が出された地域の市民等に対して、同時通報用無線、広報車等により放送するほか、警察官、海上保安官、消防団、自主防災組織等の協力を得て伝達し、その旨の周知徹底を図る。

(8) 関係機関相互の通知及び連絡

警察、自衛隊及び海上保安部は、避難の措置をとった場合においては、その内容について市、県の災害対策本部に連絡するほか、相互に通知又は報告する。



4 津波からの避難対策

津波による被害を防止、軽減するため、次の措置をとる。

(1) 市が実施する措置

ア 津波注意報が発表された場合

- ・安全を確保の上、海面の監視及び情報収集を行い、被害を伴う津波の発生が予想されるときは、市長は住民に対して避難指示を伝達するなどの必要な措置をとる。なお、市長が行う避難の避難指示については、「第1 避難対策」の「3 避難のための指示等」に準ずる。
- ・住民、沿岸施設関係者等に津波注意報を適切な手段により迅速に伝達し、ラジオ及びテレビによる報道並びに市が広報する情報に注意するよう呼びかける。
- ・釣人及びサーファー等（以下「海浜利用者」という。）に対し、避難指示の伝達に努める。

イ 大津波警報・津波警報が発表された場合

市長は、直ちに住民、沿岸施設関係者等及び海浜利用者に対して、同時通報用無線等によって緊急に避難指示を伝達するなどの必要な措置をとる。

ウ 震度6弱以上の強い揺れを感じた場合

市長は、直ちに津波要避難地区にある住民、海浜利用者に対して、避難指示を伝達するなどの必要な措置をとる。

エ 津波注意報又は津波警報は発表されていないが、震度4程度以上の強い揺れを感じた場合又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合

・海面の監視

気象官署から津波警報・注意報並びに津波予報が届くまでの間、少なくとも30分間は、安全を確保の上、海面の状態を監視するものとする。

・報道の聴取

揺れを感じてから少なくとも1時間は、ラジオ及びテレビによる当該地震又は津波に関する報道を聴取するものとする。

・避難の指示等

報道の聴取等により、被害を伴う津波の発生が予想されるときは、市長は住民、海浜利用者に対して避難指示を伝達するなどの必要な措置をとる。

オ 遠地津波が発生した場合

・気象庁から発表される津波到達予想時間・予想される津波の高さに関する情報などの津波情報に注視し、情報収集や警戒体制の確立などの必要な措置をとる。

・津波注意報または津波警報が発令された場合には、上記の必要な措置をとる。

・住民、沿岸施設関係者、海浜利用者に対して、遠地津波の特性（最大波が第1波のかなり後に襲来することがある、津波の継続時間が長いなど）を周知し、避難等の必要な措置に万全を期す。

(2) 住民が実施する自衛措置

ア 海浜付近の住民及び海浜利用者は、強い揺れを感じた場合又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、避難指示を受けるまでもなく、直ちに海浜から離れ、高台、避難地等の安全な場所に避難する。また、強い揺れを感じなかった場合でも、津波警報が発表されたときは、同様に直ちに安全な場所に避難するものとする。

イ 海浜利用者は、上記の他、津波注意報が発表された場合にも直ちに海浜付近から離れるものとする。

資料編 3-2-2 協定避難施設一覧表

5 警戒区域の設定

警戒区域の設定は、地震対策編第4章第7節第1「避難対策」3の定めに基づき、次の対策を実施する。

(1) 設定の基準

ア 市長は災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、市民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは警戒区域を設定する。

イ 警察官又は海上保安官は市長（権限の委任を受けた市の職員を含む。）が現場にいないとき又は市長から要請があったときは、警戒区域を設定する。この場合、警察官又は海上保安官は直ちにその旨を市長に通知する。

ウ 知事は、災害発生により市長が警戒区域を設定することができなくなったときは、市長に代わって警戒区域を設定する。この場合、知事はその旨を公示する。

エ 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、市長（権限の委任を受けた市職員を含む。）、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、その自衛官は直ちにその旨を市長に通知する。

(2) 規制の内容及び実施方法

- ア 市長、警察官、海上保安官、知事又は自衛官は、警戒区域を設定したときは、退去又は立入禁止の措置を講ずる。
- イ 市長、警察官及び海上保安官は協力し、市民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯、防火のためのパトロールを実施する。

6 避難地への市職員等の配置

市が設定した広域避難所（救護所）には、避難誘導、情報伝達、応急救護のための市職員（消防団員を含む。）を配置する。また、必要により市職員は警察官の配置を要請する。

7 避難の方法

避難の方法は、地震対策編第4章第7節第1「避難対策」4の定めに基づき、災害の状況により異なるが、原則として次により避難対策を実施する。

災害の状況により異なるが、次により避難する。また、徒歩による避難を原則とする。

(1) 要避難地区で避難を要する場合

津波要避難地区の住民は、直ちに津波要避難地区外の場所へ避難する。なお、各地区で定めた津波避難施設については資料編（3-2-1(2)）のとおりである。

また、津波避難施設まで避難する十分な時間が無い場合には、最寄の津波避難ビル、津波避難タワー、人工高台（津波避難マウント）等へ避難する。

(2) 任意避難地区で避難を要する場合

要避難地区以外の住民であっても、災害が拡大し危険が予想されるときは、出火防止措置をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。

8 幹線避難路の確保

市（消防署、消防団を含む。）は、職員の派遣及び警察官・自主防災組織等の協力により幹線避難路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図る。

9 避難地における業務

(1) 避難地に配置された市職員又は警察官は、自主防災組織等の協力を得て、次の事項を実施する。

- ア 津波・火災等の危険の状況に関する情報の収集
- イ 地震及び津波に関する情報の伝達
- ウ 避難者の把握（避難者数、避難者氏名、性別、年齢、住所、連絡先等）
- エ 必要な応急救護
- オ 状況に応じ、避難者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は避難所への移動

(2) 市が設定した避難地を所有し又は管理する者は、避難地の開設及び避難者に対する応急救護に協力する。

(3) 食事のみを受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、国等へ報告を行う。

10 避難状況の報告

(1) 市は、自主防災組織及び避難地の施設管理者等から次に掲げる避難状況の報告を求める。

ただし、要避難地区以外の地域にあっては、原則として、次のイに関する報告を求めないものとする。

- ア 避難の経過に関する報告：危険な事態その他異常な事態が発生した場合、直ちに行う。
 - ・避難に伴い発生した危険な事態、その他異常な事態の状況（場所、人員を含む。）
 - ・上記事態に対し、応急的にとられた措置
 - ・市等に対する要請事項
- イ 避難の完了に関する報告：避難完了後、速やかに行う。
 - ・避難地名
 - ・避難者数
 - ・必要な救助・保護の内容
 - ・市等に対する要請事項

(2) 市は、避難状況について県へ報告する。

1 1 広域避難・広域一時滞在

被災市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災市の区域外への広域的な避難及び応急住宅への収容が必要であると判断した場合において、県内他市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

市及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域的な避難が可能となるよう、広域一時滞在に係る応援協定を他の地方公共団体と締結するなど、発災時の具体的な避難や受入の方法を定めるよう努める。

(1) 県内市町への避難

ア 被災市町

県内他市町への受入れについては、当該市町へ直接協議する。

広域避難を行う際は、自治会などコミュニティ単位で受入先の避難所に入れるように配慮する。また、避難先の避難所には可能な限り職員を配置し、避難者の状況把握に努める。

イ 受入市町

広域避難を受入れる市町は、被災市町と協力して避難所の開設・運営等を行う。

市町は、避難場所を指定する際に、広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町からの被災者を**受入**ることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

ウ 県

被災市町から県内他市町への広域避難に関する支援要請があった場合には、被災市町からの避難経路及び避難者見込数などの情報を基に受入可能市町の調査を行い、受入可能市町及び避難者の受入能力（施設数、施設概要等）の助言を行う。

(2) 県外への避難

ア 被災市町

他の都道府県への受入れについては、県に対し当該都道府県との協議を求める。

広域避難を行う際は、自治会などコミュニティ単位で受入先の避難所に入れるように配慮する。また、受入市町と協力して、広域避難者に対して必要な情報や支援が提供できる体制の整備に努める。

イ 県

被災市町から県外への広域避難に関する支援要請があった場合には、都道府県間及び全国知事会の災害時相互応援協定等に基づき協力要請して受入先を確保するとともに、被災者を避難させるための輸送手段の調達等を支援する。

第2 避難所の設置及び避難生活

避難所の設置及び避難生活は、地震対策編第5章第7節第2「避難所の設置及び避難生活」の定めに準ずる。

資料編 3-2-1 避難所

資料編 3-2-2 協定避難施設一覧表

第3 避難生活が長期化する場合の措置

避難生活が長期化する場合の措置は、地震対策編第5章第7節第3「避難生活が長期化する場合の措置」の定めに準ずる。

第4 在宅避難者への支援

在宅避難者への支援は、地震対策編第5章第7節第4「在宅避難者への支援」の定めに準ずる。

第5 帰宅困難者対策

帰宅困難者対策は、地震対策編第5章第7節第5「帰宅困難者対策」の定めに準ずる。

第6 避難所等の同行避難動物の救護

避難所等の同行避難動物の救護は、一般対策編第3章第7節「愛玩動物救護計画」の定めに準ずる。

第6節 広域応援要請

【担当班：管理調整担当、総務班、土木班、給水班、物資・衛生班、福祉班】

<計画作成の主旨>

広域激甚な災害に対応するための県、警察、自衛隊、他の市町等への応援要請の概要を定める。災害の発生時には、その規模に応じて、国、地方公共団体等が連携して広域的な応援体制を迅速に構築する。

相互応援協定の締結に当たっては、大規模な津波災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

<計画の内容>

第1 掛川市

掛川市の広域応援要請は、地震対策編第5章第5節第1「掛川市」の定めに準ずる。

資料編 3-10-1 応援要請先一覧表

第2 自衛隊の支援

自衛隊の支援は、地震対策編第5章第5節第2「自衛隊の支援」の定めに準ずる。

資料編 3-10-3 自衛隊緊急連絡先

資料編 3-10-4 自衛隊災害派遣部隊担当区域

第3 海上保安庁の支援

海上保安庁の支援は、地震対策編第5章第5節第3「海上保安庁の支援」の定めに準ずる。

第4 民間団体等に対する応援、協力の要請

民間団体等に対する応援、協力の要請は、地震対策編第5章第5節第4「民間団体等に対する応援、協力の要請」の定めに準ずる。

資料編 3-10-6 災害ボランティア宿营地一覧表

第7節 地域への救援活動

【担当班：全班】

<計画作成の主旨>

日常の生活に支障を来たした、り災者等に対して行う食料、飲料水及び生活必需品等の緊急物資及び燃料の確保、医療救護活動、保健、衛生等の確保活動、遺体搜索、応急住宅の確保並びにボランティア活動への支援について実施する対策を示す。

<計画の内容>

第1 食料の確保

食料の確保は、地震対策編第5章第10節第1「食料の確保」の定めに準ずる。

資料編 3-3-1 食料及び物資の集配フローチャート

資料編 3-3-2 物資協定業者一覧表

資料編 3-3-3 食料の備蓄状況

資料編 3-3-4 食料・物資の備蓄計画

第2 生活必需品等の緊急物資の確保

生活必需品等の緊急物資の確保は、地震対策編第5章第10節第2「生活必需品等の緊急物資の確保」の定めに準ずる。

資料編 3-3-1 食料及び物資の集配フローチャート

資料編 3-3-2 物資協定業者一覧表

資料編 3-3-3 食料の備蓄状況

資料編 3-3-4 食料・物資の備蓄計画

第3 給水活動

給水活動は、地震対策編第5章第10節第3「給水活動」の定めに準ずる。

資料編 3-4-1 応急給水活動フローチャート

資料編 3-4-2 配水池、飲料水兼用貯水槽等一覧表

資料編 3-4-3 受水槽及び高置水槽

資料編 3-4-4 災害時支援協定業者一覧表

第4 燃料の確保

燃料の確保は、地震対策編第5章第10節第4「燃料の確保」の定めに準ずる。

第5 医療救護活動

医療救護活動は、地震対策編第5章第10節第5「医療救護活動」の定めに基づる。

資料編 3-6-1 医療機関一覧表

資料編 3-6-2 救護所別医師出動区分一覧表

資料編 3-6-3 救護所及び医療設備一覧表

資料編 3-6-4 救急医療セットの内容 (H-7 500 人用)

資料編 3-6-5 救急医療セットの内容 (EM-5 100 人用)

資料編 3-6-6 救急外科セットの内容 (EM-100)

資料編 3-6-7 東遠地区医薬品備蓄センター備蓄内容

資料編 3-6-8 医薬品取扱業者

第6 し尿処理

し尿処理は、地震対策編第5章第10節第6「し尿処理」の定めに基づる。

第7 廃棄物（生活系）処理

廃棄物（生活系）処理は、地震対策編第5章第10節第7「廃棄物（生活系）処理」の定めに基づる。

第8 災害廃棄物

災害廃棄物の処理は、地震対策編第5章第10節第8「災害廃棄物」の定めに基づる。

資料編 3-5-2 がれき等臨時保管場所

第9 防疫活動

防疫活動は、地震対策編第5章第10節第9「防疫活動」の定めに基づる。

第10 遺体の捜索及び措置

遺体の捜索及び措置は、地震対策編第5章第10節第10「遺体の捜索及び措置」の定めに基づる。

資料編 3-7-2 火葬場

資料編 3-7-3 臨時遺体収容所

資料編 3-12-1 費用

第11 応急住宅の確保

応急住宅の確保は、地震対策編第5章第10節第11「応急住宅の確保」の定めに基づる。

資料編 3-2-3 応急建設住宅建設予定地一覧表

第12 ボランティア活動への支援

ボランティア活動への支援は、地震対策編第5章第10節第12「ボランティア活動への支援」の定めに準ずる。

資料編 3-10-6 災害ボランティア宿营地

第8節 市有施設及び設備等の対策

【担当班：全班】

＜計画作成の主旨＞

災害応急対策及び災害応急復旧対策の遂行上重要な市有施設・設備等の速やかな機能回復を図るための措置を示す。

＜計画の内容＞

第1 県防災行政無線

県防災行政無線施設及び設備等の対策は、地震対策編第5章第13節第1「県防災行政無線」の定めに準ずる。

第2 市有施設、設備

市有施設、設備の対策は、地震対策編第5章第13節第2「市有施設、設備」の定めに準ずる。

第3 その他の公共施設等

その他の公共施設等の対策は、地震対策編第5章第13節第3「その他の公共施設等」の定めに準ずる。

第4 情報システム

情報システムに関する設備の対策は、地震対策編第5章第13節第4「情報システム」の定めに準ずる。

第9節 緊急輸送活動

【担当班：管理調整担当、物資・衛生班、総務班、情報班、土木班、福祉班】

<計画作成の主旨>

災害応急対策要員、緊急物資及び応急復旧資機材等の緊急輸送を円滑に行うため、必要な体制、車両、人員、資機材等の確保、緊急輸送の調整などについて定める。

<計画の内容>

第1 緊急輸送対策の基本方針

緊急輸送対策の基本方針は、地震対策編第5章第4節第1「緊急輸送対策の基本方針」の定めに基づき、

第2 緊急輸送の対象とする人員、物資等

緊急輸送の対象とする人員、物資等は、地震対策編第5章第4節第2「緊急輸送の対象とする人員、物資等」の定めに基づき、

第3 緊急輸送体制の確立

緊急輸送体制の確立は、地震対策編第5章第4節第3「緊急輸送体制の確立」の定めに基づき、

資料編 3-8-1 緊急輸送路及び幹線道路

資料編 3-8-2 市内運送業者一覧表

第4 防災関係機関の緊急輸送

防災関係機関の緊急輸送は、地震対策編第5章第4節第4「防災関係機関の緊急輸送」の定めに基づき、

第10節 社会秩序を維持する活動

【担当班：管理調整担当、総務班、物資・衛生班】

<計画作成の主旨>

社会混乱を鎮め、民心を安定し、社会秩序を維持するための活動について、市及び県の実施する対策の概要を示す。

<計画の内容>

社会秩序を維持する活動は、地震対策編第5章第8節「社会秩序を維持する活動」の定めに従う。

第11節 交通の確保対策

【担当班：総務班、土木班】

<計画作成の主旨>

災害応急対策及び災害応急復旧対策を円滑に行うため、陸上交通機能の早期回復、混乱の防止等交通確保対策の概要を示す。

<計画の内容>

交通の確保対策は、地震対策編第5章第9節「交通の確保対策」の定めに従う。

資料編 3-8-4 災害時における交通規制表示

資料編 3-8-5 緊急通行車両事前届出、確認申請及び確認手続

資料編 3-8-6 緊急通行車両の事前届出書

資料編 3-8-7 緊急通行に関する標章及び証明書

第12節 学校における災害応急対策及び応急教育

【担当班：教育班、幼保班】

＜計画作成の主旨＞

小・中・高・特別支援学校（以下この章において「学校」という。）の児童、生徒、教職員及び施設、設備が災害を受け正常な教育活動を行うことが困難となった場合に、可能な限り早期に応急教育を実施するための対策の概要を示す。

＜計画の内容＞

第1 基本方針

学校における災害応急対策及び応急教育の基本方針は、地震対策編第5章第11節第1「基本方針」の定めに準ずる。

第2 災害応急対策

学校における災害応急対策は、地震対策編第5章第11節第2「災害応急対策」の定めに準ずる。

第3 応急教育

学校における応急教育は、地震対策編第5章第11節第3「応急教育」の定めに準ずる。

資料編 3-9-1 学校、幼稚園、認定こども園、保育園一覧表

第4 学用品等の調達と供与

学用品等の調達と供与は、地震対策編第5章第11節第4「学用品等の調達と供与」の定めに準ずる。

第5 高等学校生徒の災害応急対策等への協力

高等学校生徒の災害応急対策等への協力は、地震対策編第5章第11節第5「高等学校生徒の災害応急対策等への協力」の定めに準ずる。

第6 文化財等の応急対策

文化財等の応急対策は、地震対策編第5章第11節第6「文化財等の応急対策」の定めに準ずる。

第13節 被災者の生活再建等への支援

【担当班：調査班、福祉班】

<計画作成の主旨>

り災者のうち援助を必要とする住民に対して、生活保護の適用、福祉資金その他の資金の貸付等の援助を迅速に行い、保護を図る。

<計画の内容>

被災者の生活再建等への支援は、地震対策編第5章第12節「被災者の生活再建等への支援」の定めに準ずる。

第14節 防災関係機関等の講ずる災害応急対策

【担当班：管理調整担当、総務班】

<計画作成の主旨>

市民生活に密接な関係のある防災関係機関等が実施する災害応急対策の概要を示す。

<計画の内容>

防災関係機関等の講ずる災害応急対策は、地震対策編第5章第14節「防災関係機関等の講ずる災害応急対策」の定めに準ずる。

第4章 復旧・復興対策

大規模災害発生後の緊急に実施すべき災害応急対策に一定の目途が立った後、引き続き推進する被災者の生活再建及び施設の復旧整備等を通じ、災害に対して強い地域づくりや振興のための基礎的な条件づくりを目指す復旧・復興対策について定める。

第1節 防災関係機関の活動

<計画作成の主旨>

市の復旧・復興対策の組織の設置、職員の確保並びに活動及び防災関係機関の活動については、災害対策本部と調整を図りながら迅速に実施する。

<計画の内容>

復旧・復興対策における防災関係機関の活動は、地震災害対策編第6章復旧・復興対策第1節「防災関係機関の活動」の定めに基づき実施する。

第2節 激甚災害の指定

<計画作成の主旨>

市域において、災害により甚大な被害が生じた場合「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号 以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、市は、災害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるように努力するとともに、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう措置を講じる。

<計画の内容>

復旧・復興対策における激甚災害の指定は、地震災害対策編第6章復旧・復興対策第2節「激甚災害の指定」の定めに基づき実施する。

第3節 復興計画の策定

<計画作成の主旨>

被災地の復興に当たっては、単に震災前の姿に戻すことにとどまることなく、総合的かつ長期的な視野に立ち、より安全で快適な空間創造を目指し、発災後、市民各層の意見を踏まえた震災復興計画を策定する。

また、その際は、女性や要配慮者などの多様な主体の参画が図られるように努める。

<計画の内容>

復旧・復興対策における復興計画の策定は、地震災害対策編第6章復旧・復興対策第3節「震災復興計画の策定」の定めに準ずる。

第4節 復興財源の確保

<計画作成の主旨>

復旧・復興対策が・円滑に実施できるように被災後できるだけ早い時期に財政需要見込額を把握し、復興財源の確保を図る。

<計画の内容>

復旧・復興対策における復興財源の確保は、地震災害対策編第6章復旧・復興対策第4節「復興財源の確保」の定めに準ずる。

第5節 復興基金の設立

<計画作成の主旨>

被災者を一日も早く救済し、円滑な自立を支援するとともに、総合的な復旧・復興対策を長期的かつ安定的に進め、被災地域全体の復興を図るため、発災後、必要に応じ震災復興基金を設立する。

<計画の内容>

復旧・復興対策における復興基金の設立は、地震災害対策編第6章復旧・復興対策第5節「震災復興基金の設立」の定めに準ずる。

第6節 復旧事業の推進

<計画作成の主旨>

基盤施設（道路・河川・農業用施設など公共施設等）の管理者は、必要に応じ再度災害防止の観点をも踏まえた、速やかな復旧事業の推進を図る。

<計画の内容>

復旧・復興対策における復旧事業の推進は、地震災害対策編第6章復旧・復興対策第6節「復旧事業の推進」の定めに準ずる。

第7節 都市・農山村の復興

<計画作成の主旨>

被災した市街地・農山村の復興を迅速かつ円滑に進め、災害に強く快適で利便性の高い地域の構造的基盤の形成を図るとともに、環境に配慮し、高齢者、障がい者にきめ細かく配慮した安全で魅力ある地域づくりを行う。

<計画の内容>

復旧・復興対策における都市・農山村の復興は、地震災害対策編第6章復旧・復興対策第7節「都市・農山村の復興」の定めに準ずる。

第8節 被災者の生活再建支援

<計画作成の主旨>

被災者が新たな生活への意欲を持つことに重点をおき、市民生活の安定を図るための施策を講ずるとともに、自力による生活再建を支援する。

<計画の内容>

復旧・復興対策における被災者の生活再建支援は、地震災害対策編第6章復旧・復興対策第8節「被災者の生活再建支援」の定めに準ずる。

第9節 地域経済復興支援

<計画作成の主旨>

被災地域の活性化を図り、県内に活力ある経済社会を実現するため、総合的できめ細かな経済支援策を実施する。

<計画の内容>

復旧・復興対策における地域経済復興支援は、地震災害対策編第6章復旧・復興対策第9節「地域経済復興支援」の定めに準ずる。